

11月29日 開会
令和3年12月定例会（
12月15日 閉会

飯綱町議会 会議録

令和3年12月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号(11月29日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告、質疑	10
○議案第74号の上程、説明	18
○議案第75号の上程、説明、質疑、付託	20
○議案第76号の上程、説明、質疑、付託	21
○議案第77号の上程、説明、質疑、付託	25
○議案第78号の上程、説明、質疑、付託	26
○議案第79号の上程、説明、付託	27
○議案第80号から議案第81号の一括上程、説明	30
○議案第82号の上程、説明、付託	33

○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第84号の上程、説明	37
○散会の宣告	39

第2号(12月1日)

○議事日程	40
○本日の会議に付した事件	40
○出席議員	40
○欠席議員	40
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○事務局職員出席者	41
○一般質問一覧表	42
○開議の宣告	43
○一般質問	
中島和子	43
樋口功	57
中井寿一	75
伊藤まゆみ	81
○散会の宣告	91

第3号(12月15日)

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	93
○出席議員	93
○欠席議員	94

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
○事務局職員出席者	94
○開議の宣告	95
○諸般の報告	95
○議案第 74 号の質疑、討論、採決	95
○常任委員会審査報告、質疑	97
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	101
○議案第 80 号の質疑、討論、採決	104
○議案第 81 号の質疑、討論、採決	105
○第 2 次飯綱町総合計画審査特別委員会審査報告	106
○議案第 82 号の討論、採決	106
○議案第 84 号の質疑、討論、採決	107
○議案第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議員派遣の件	109
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	110
○町長あいさつ	110
○閉議及び閉会の宣告	112
○予算決算常任委員会 審査報告書	113
○総務産業常任委員会 審査報告書	114
○福祉文教常任委員会 審査報告書	116
○第 2 次飯綱町総合計画審査特別委員会 審査報告書	118
○会議録署名	123

飯綱町告示第144号

令和3年12月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3年11月22日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 3年11月29日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和3年12月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和3年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年11月29日（月曜日）午前10時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 14 号 令和2年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について
- 日程第 4 議案第 74 号 北部衛生施設組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第 75 号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例
- 日程第 6 議案第 76 号 飯綱町景観条例
- 日程第 7 議案第 77 号 飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 78 号 飯綱病院条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 79 号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 10 議案第 80 号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 81 号 令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 82 号 第2次飯綱町総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 13 議案第 83 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 14 議案第 84 号 工事変更請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	黒 岩 長 弘
総務課長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税務会計課長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保健福祉課長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課課長補佐	清 水 純 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。

議員改選後、初の定例議会となります。町民の負託に応え、町行政の発展と町民福祉の増進に向けて、しっかりと議会の役割を果たすことが求められていると思います。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和3年12月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和3年12月飯綱町議会定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、改選後初めての定例議会であります。師走を控え、何かとお忙しい中、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。

私も町長として3期目を務めることになりましたが、今期も無投票という結果での就任となりました。選挙公報、選挙ビラなどを用意し、有権者の皆さんに、これからの町政の方向や重点施策、目指す飯綱町のあるべき姿など訴えていく準備を整えておりました。そのチャンスを失ったことは誠に残念でありました。持続可能な素晴らしい飯綱町を構築していくためにも大切な選挙であり、もっともっと町政に関心を持ってほしかったと感じております。今後においては、従来にも増して、いろいろな世代の皆さんと話し合い、直接要望や意見をお聞きする機会を持ち、町政への関心を高めていただくよう精力的に活動していきたいと思っております。議員各位におかれましても、議員活動の一つとしてご協力いただければ幸いに存じます。

次に今後4年間において、町政を進める上での基本的な方針、主な施策等について申し上げ

ます。

基本的な方針であります。これまでの2期8年で役場庁舎の改築、小学校の統合、保育園や子育て支援センターの新築など所謂ハード的な事業は、一段落したと考えております。これからは、整備された各施設において、それぞれの目的に合った活用をどう進めていくかが課題と考えております。活用にあたっては、行政主体から民間企業、関係地域や団体そして町民の参加を主体とした形に移行していきたいと考えております。

町民福祉の維持、向上も大きな行政課題として取り組んでいきます。総ての人に平等な福祉政策が基本と考えますが、所得が少ないとか、何かハンディキャップを持っているとか、身近に助けてくれる人がいないとか、社会的に弱い立場にある人達に、優しいサービスを提供したい。それを優先していくと共に、それぞれの立場にある皆さんに、幸福や安心などを実感していただくような行政サービスを、展開していきたいと考えております。

SDGs 17 の目標を目指すまちづくりを進めていきます。町の事業の多くは持続可能な開発目標に該当しておりますが、有機農業の推進や貧困や格差の解消、それぞれの人権を尊重した社会の構築など、多様な取り組みを展開し住みたくなる町、飯綱町を目指します。

人口の減少に伴い、地域の存続や活動の継続が課題となってきました。地域活動の中には公民館活動や水路や道路の維持管理などいろいろあります。地域と行政の役割分担や費用負担の在り方など、検討の時期が来ていると考えています。また、地域を担う人材の確保や育成も重要な課題として、取り組んでいく必要があると考えております。

新型コロナウイルス対策、災害時における警戒、救助、復旧体制の整備などにつきましても、引き続き精力的に対応していきたいと考えております。

ハード的な事業では、人口増対策を進める中で、公営住宅の建設を進めていきます。子育て世代の皆さんの転入が多い。これが我が町の特徴であります。転入されてくる皆さんに、住宅を用意し移住しやすい環境を整備し、人口増に結び付けていきたいと考えております。財源としては、旧三水地区は過疎債の利用、旧牟礼地区は国庫補助事業の導入を検討しております。今年度の4月以降の人口動態を見ますと、嬉しいことに10月末現在で、8人の社会増という状

況です。転出が 138 人に対して、転入が 146 人という内容です。この状況を維持するためにも、住宅の建設は必要と考えております。当面の建設予定地としては、三水小学校周辺及び赤東地域を考えております。

合併時からの課題であります水道事業ですが、事業の一体化を進め水道事業の安定した経営を目指すとともに、旧三水水道の水源開発や浄水場の改築による水質改善、安定供給を進めてまいります。浄水場の建設や送水管の整備などは、多額の費用を要する事業となります。この財源を水道料金に求めていくには無理があると考えます。水道は生活していく上で最も大切なインフラと言えます。いかに水道料金を抑えていくか。これも重要なことでもあります。一般会計からの財政支援、基金の増額などを含め、水道事業運営計画を見直し、慎重かつ迅速に対応していく所存であります。

水源の確保につきましては、今年度から既に取り組んでおります。土橋地区で新たに深井戸を掘削しておりますが、揚水試験において十分な水量が見込めるとの報告がありました。水質検査を行っているところですが、飲料水として十分利用できると考えております。現状で三水地区全体の給水量は、日量 1,400 トン程度であります。井戸水が主体の水源となれば、浄水場の改築も大きく変わってきます。また牟礼地区でも、旧サニーハイランドにおいて既存の深井戸が十分利用できる目途がたち、日量 1,000 トン以上が新たに確保できました。大門川を含め、全体としてかなりの水量を確保したことになります。これらの水源を活用して、飯綱町全体として、いかに効率よく、しかも安く安全な美味しい水を供給するか。検討、研究を重ねる中で、しっかり対応していきたいと思っております。

さて今議会に提案致しました案件は、報告 1 件、条例 4 件、補正予算 3 件、工事変更請負契約の締結 1 件、その他 3 件の計 12 件であります。

報告案件は、法律に基づき令和 2 年度における教育行政の所管する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価を行い、それを議会に報告するものであります。

条例ですが、新規制定が、過疎地域における固定資産税の特例に関する条例、景観法に基づく町独自の基準となる飯綱町景観条例の 2 件であります。景観条例の制定は、長年の懸案事項

であり、議会からも早期な対応を要請されていたものであります。町の大切な財産である自然環境を守り、維持発展させていく上で重要な条例であると認識しております。文化財保護条例の一部改正は、文化財保護法の改正に伴い文化財調査委員を文化財保護審議会に組織替えするなど、所定の改正を行うものです。飯綱病院条例の一部改正は、飯綱病院が国民健康保険診療施設である旨を条例上において整備するものであります。

補正予算は一般会計補正予算と特別会計補正予算が2件の計3件であります。

一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ2,988万1千円減額し、補正後の予算総額を89億7,312万4千円とするものであります。

歳出においては、総務費では庁舎建設関連の工事請負費で725万円。民生費では、介護保険事業への繰出金で1,450万2千円。衛生費では、し尿処理調査事業における設計料の減額で1,398万円。農林水産業費では、米農家に対する支援で1,660万円、緊急県単事業の採択増に伴う設計委託料で240万円。土木費では、地方道改修費で工事を次年度以降に延長したことに伴い4,750万円の減額。災害復旧費では、補助災害で1,440万9千円、町単独災害で1,020万円を主なものとして計上しております。尚、人件費の計上が多くございますが、人事異動に伴う款毎の調整が主なものとなっております。

歳入につきまして、土木費の工事請負額の減額に伴い、町債が4,190万円の減額となっております。主な歳入として国庫支出金で574万3千円、県支出金で877万6千円等の増額を見込みましたが総額で2,988万1千円の減額（歳入不足）となっております。

歳出予算で増額となる1,189万6千円と歳入不足の2,988万1千円の総額、4,177万7千円は予備費を充当しております。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、コロナ関連の保険税減免及び高額医療費の支払いに伴い、総額で306万4千円を増額補正するものであります。

介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに1億74万5千円を増額するものであります。歳出における居宅介護サービス等の費用、8,670万円が主なものとなっております。歳入は、国、県、町等の応分の負担を計上すると共に、介護給付費準備基金からの

繰入金を2,024万7千円見込んでおります。

その他の案件ですが、北部衛生施設組合理約の変更は信濃町との費用負担について、その算定基準を見直すものであります。

飯綱町総合計画後期基本計画の策定は、令和4年度から令和8年度までの5か年の計画を策定するものであります。

議案第83号の和解及び損害賠償の額の決定であります。診療に対する損害賠償請求事件における、和解と損害賠償額の決定について議会の議決を求めるものであります。

以上、主な内容につきまして申し上げます。開会のあいさつと致します。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、7番 樋口功議員、8番 風間行男議員、9番 目須田修議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 11番、清水満です。

本日招集されました令和3年12月飯綱町議会定例会の会期及び日程について、説明申し上げます。

11月22日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から12月15日までの17日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行います。一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、12月1日に、午前10時より行います。通告者は4名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は12月2日に開催し、予算決算常任委員会は12月10日に開催します。

15日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和3年8月分から10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 報告第14号「令和2年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定による報告案件です。

説明を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（報告第 14 号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、報告第 14 号 令和 2 年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告申し上げます。報告書の冊子をご覧ください。

報告書 1 ページをご覧ください。1、趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条では、教育委員会の事務執行状況について、その結果を議会に提出し、公表することになっております。2、点検評価の対象については、令和 2 年度教育委員会基本方針に基づき実施された事業の中から主なものを対象としています。3、点検評価の方法ですが、学校関係およびその他教育委員会関係の事業の主なものに対して、それぞれ担当する部署が点検評価を行っております。また、この結果については、定例教育委員会で審議して了承を得ております。なお、評価の基準については、A・B・C のランクで評価しております。

次に 2 ページをお願いします。令和 2 年度飯綱町教育委員会基本方針を 2 ページから 3 ページにかけて掲載しております。この方針と目標に沿って主な事業の点検評価を行っております。

4 ページをお願いします。ここから、実際の点検評価を行った結果について記載してあります。表の見方としては、左の列に、2 ページから 3 ページにあります方針と目標を記載し、この方針と目標に沿って令和 2 年度に実施した主な事業または活動内容、それに対する評価および成果と課題を記載しています。

4 ページから 9 ページまでは、方針 1 「個性を生かし共に学び合う学校教育の推進」について、「生きる力を育み、ふるさとを愛し、人を思いやる子どもを育てよう」を目標に、小中学校での教育関係及び学校生活などの主な事業に対し報告しています。

4 ページ上段をお願いします。ここでは、「確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」のため小中学校で取り組んできた事業を報告しています。ドリル学習や読書の時間を設け、基礎学力の定着に取り組んだり、安全・安心な給食の提供を行いました。

5 ページ、6 ページをお願いします。5 ページ中段では、スクールソーシャルワーカー等を学校に派遣し、相談活動を中心に、必要な教育支援を行っております。下段では、児童会による

毎朝のあいさつ運動や職員からの声かけなどにより、豊かな心を育む教育を推進しています。

6 ページ下段から 7 ページ上段をお願いします。ここでは、グローバル化社会への対応として、コロナ禍で急速に加速した GIGA スクール構想に基づく、1 人 1 台のタブレット端末の整備と Wi-Fi 環境等通信設備の整備を行い、ICT 活用のための人的・物的準備を年度内にスタートしています。

7 ページ下段をお願いします。ここでは、小学校で取り組んでいる外国語活動、中学校の外国語授業について報告しています。町費で外国語支援講師を配置し、小学校 2 校のサポートと A L T を小・中学校それぞれ 1 名ずつ配置し、小学校の外国語活動、中学校の外国語授業のサポート活動について報告しています。

8 ページをお願いします。8 ページ中段では、ふるさと学習やキャリア教育について報告しています。総合的な学習の時間や教科学習で、農体験やふるさと学習を進め、地域の方々のご協力をいただく中で、地域に開かれた学校運営を行っています。

9 ページをお願いします。下段からは、方針 2 として「子育て・子育て環境の充実」を掲げ、目標に「豊かな自然の中で、子どもたちの成長をみんなで支え合おう」として主な事業について報告しています。

10 ページ中段では、未満児保育や障がい児保育の充実について報告しています。個々の発達に応じた保育を行っています。

11 ページ下段をお願いします。子育て世代支援施設の建設について、検討委員会で検討を重ね、新たな子育て拠点を新設しました。今後の運営について、子育て支援センター事業、ワークセンター事業を中心に、子育て支援を推進していきます。

13 ページ下段からは、方針 3 「スポーツ・芸術・文化活動の充実」として、目標に「健全な心と体を育てよう」を掲げて、スポーツ活動や食に関すること、また町の文化財の関係について報告しています。

14 ページをお願いします。14 ページ下段では、学校、保育園で栄養教諭などが中心となって食育の推進を図っています。また、学校・保育園の給食では地産地消の推進もを行っています。

子どもたちは、農体験などを通じ、地域の食文化の理解を深めています。

15 ページをお願いします。15 ページ下段から 17 ページにかけては、方針4「自ら学び、共に学び、自己を高める」、目標に「学ぶ楽しさを分かち合い、夢を持ち活動の輪を広げよう」として、生涯学習関係の活動を報告しています。

一つ一つの事業についての評価及び成果と課題はご説明申し上げませんが、概ね目標に対し、成果につながった事業または活動を行うことができました。

また、18 ページからは、例年の学識経験の知見に加え、コミュニティスクール学校運営協議会でいただいた意見などを掲載してございます。

最後に、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で小中学校の臨時休業を2か月近く行いました。学校行事の中止や縮小、部活動の制限など、休校後も混乱が続く一年となりました。また、学校に限らず、すべての教育行政で感染防止対応に追われた一年となっています。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。青山議員。

○5番（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。去年の報告書と比べましたが、去年の方がグラフや写真が多くて見やすかったのですが、今年は随分端折ってありますが、どのような理由でしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。写真につきましては、学校行事等で撮っておりますが、個人の肖像権等の関係もございまして、一切、掲載は省略させていただきました。また、グラフ等ですが、昨年のご指摘のとおり全国学力テストですとかそういった結果についてグラフ化しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍によりまして学校行事等縮小されております。また、そういった全国学力テスト等も中止となっております、グラフ化できるようなデータが少なかったということで、あるもので対応させていただいております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。青山議員。

○5番（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。内容についての質問です。4ページをお願いします。成果と課題の⑥です。「年2回、学校自己評価アンケートといじめアンケートを実施しました」ということで、その下の方に「少数ではありますが、「いじめや差別をうけたことがある」や「安心して学校へ行くことができていない」という回答がありました」と載っております。それが、19ページの上の表、学校自己評価アンケートの抜粋では、下の3つ「今年度になって、いじめや差別を受けた」で「ある」が0%「ない」が100%、以下2つとも「ある」が0%で「ない」が100%となっております。先ほどの文との整合性がとれないと思いますが、どうしてでしょうか。もしかしたら0%100%というのは、四捨五入というか少数意見なのでこのようになっているのかもしれませんが。表示の方法としては、小数点以下何位までという方がよろしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。4ページの⑥にございます年2回の学校自己評価アンケート、それが19ページに抜粋として載せてあります自己評価のアンケートです。それ以外に、いじめ等に突出したアンケートを実施しております。時期的にはそれぞれずれがございしますが、この4ページで成果と課題として載せているのは、いじめに関するアンケートについての学校での考察でございます。ですので、多少ずれがあるかと思いますが、9月議会の行政報告でも申し上げておりますが、多少いじめや差別を受けたことがあるということを感じている児童生徒がおりますので、パーセントとしては0%となってしまいますが、一切ないという回答をいただいているわけではございません。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 議席番号4番、瀧野良枝です。報告書8ページの下段をお願いします。コミュニティスクールの関係ですが、今年度から信州型コミュニティスクールから文科省型コミュニティスクールへ移行したということでございます。平成29年の報告の中では、それまでの学校評価委員会が飯綱町コミュニティスクール運営委員会に変わったということで、また統合

後のスタートとして信州型コミュニティスクールでスタートしたと理解しております。信州型コミュニティスクールの特徴としては、文科省型との組織の作り方の違いもありますが、運営委員が意見交換をしながら学校評価を行ったり、また学校地域と協働する総合校的な活動を目指すという特徴がありまして、学校を統合して廃校になった学校もあるというスタートの中で信州型コミュニティスクールを選択したということは、町に相応しい形だと理解していましたが、今回文科省型に変わった経緯というか理由を教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 信州型コミュニティスクールというのは、長野県が独自に進めているコミュニティスクールの形です。文科省型というのは、国が進めている形です。基本的に信州型コミュニティスクールから文科省型に変わったから何か活動が大きく変わることはありません。ただ、根本的に違うのは、文科省型コミュニティスクールというのは、法律に基づいて行っていますので、そういう意味では、法的なバックボーンを持ってコミュニティスクールが運営されるということが一番大きな事かと思えます。運営協議会の中で、学校の人事についても意見をいただきます。人事についてといっても、運営協議会で先生を採用したり、辞めさせたりとかではありません。学校の運営をする上で、先生方を応援するような形で色々なご意見をいただくということが実際に行っていることです。大きな違いといたら法律的な根拠があるかどうかというのが一番大きいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○9番（目須田修） 議席番号9番、目須田修です。11ページ以降になります。方針2の目標の中に「豊かな自然の中で、子どもたちの成長をみんなで支え合おう」とあります。内容を確認すると、目標に掲げている「豊かな自然の中で」というのは、大変失礼な言い方をしますが、取って付けたような感じに見えます。教育委員会では、自然とはどのような定義になっておりますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

[教育長 馬島敦子 登壇]

○教育長（馬島敦子） 「豊かな自然の中で」というのは飯綱町だと思っております。飯綱町の環境が本当に豊かな自然ですので、子どもたちの学習がただ学校の机上で知識を得るという教育活動に狭められてしまうのではなく、コミュニティスクール活動を地域の方と共に作り、子どもたちが地域の自然・歴史・文化を学びながら、学力も豊かにしていくことを目指しています。「豊かな自然」というのは、子どもたちが存在しているこの環境そのもので、それを有効に活用するとともに、豊かな自然のふるさとを子どもたちが愛し、誇りに想い、そこに根っこを張っていく、そういう子育てをしたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。清水議員。

○11 番（清水満） 議席番号 11 番、清水満です。数字的なこともありますが、今テレビを見ると、全国で子どものいじめというのがない時がない位に放映されております。飯綱町にはないと評価されておりますが、いじめの定義というのは全国で統一されているものなのか、その学校での判断であるとする学校間での判断基準が変わってくるということに対して私は疑問がある。色々な数字を見ると、子どもの数は減っておりますが、いじめの数は確実に増えております。これはただないということで本当に判断していいのかという事に多少疑問があります。その点について、間違いなくありませんということになるのかお聞きしたいと思います。

それともう一点、19 ページでございますが、先ほど青山議員からも質問がありましたが、学校自己評価アンケート、この生徒へのアンケートで一番上を見ると、「1 よくあてはまる」から「4 あてはまらない」までありますが、「安心して学校に行くことができている」という項目で「3 あまりあてはならない」に 4 % あります。その下段の保護者へのアンケートでいくと同じ項目で「3」に 3 % あります。4 ページの表だと 0.5 となっておりますので、ちょっと乖離があるわけですが、この点についても教えていただきたいです。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

[教育長 馬島敦子 登壇]

○教育長（馬島敦子） 先ほど青山議員からご質問をいただき、それに関連していると思いま

すので、まずアンケートのことについてお答え申し上げます。19 ページに資料としてあげてあります学校自己評価アンケートというのは、年度末に児童・生徒と保護者向けに一斉に行うアンケートで、言ってみれば今年一年振り返ってみて、児童・生徒にはあなたの学校生活を振り返ってみてどうでしたか、保護者にはこの一年間お子さんの様子をご覧になっていて保護者は学校をどう評価されますか、ということで、一年間の総括として児童・生徒・保護者に行うアンケートであります。それから、先ほども青山議員から、今、清水議員からもご指摘いただきましたが、4 ページのグラフは、一学期に一回いじめアンケートを行って、子どもたちが該当する項目に○を付けたり、具体的なことを文章で書いたりして、それを学校が子どもたちのケアの参考にしているという、アンケートの結果です。だから別のアンケートになっているので、結果にくいちがいが生じています。ですから例えば、子どもたちが今年度になっていじめや差別を受けたかとか、体罰やハラスメントを受けたかっていうのは、この最後のアンケートでは0 になっていますが、議員ご指摘のとおり、だからこれでOK、何も問題がないというようには考えておりません。例えば、これが一学期や二学期のアンケートでは出たけれどもそれが解決した結果、こういうふうになったのか。または、その人自身の捉え方が変化したからなったものかはわかりませんが、0 だからもう何も問題ないというふうに考えているというわけではございません。本当に細かいことまで見ていかなければいけないと思っています。

それから、いじめに対しての定義です。これが全国で統一しているかどうかというお尋ねですが、例えばいじめというのは、一何々、二何々、三何々、この中で三つ以上当てはまったらこれはいじめですよという基準があるわけではありません。では、何がいじめかといったら、本人が、「私はいじめを受けている」と感じているとしたらそれはいじめになります。学校では、「そんなのいじめじゃないよ」「それはあなたが気にし過ぎだよ」とか「そうは言うけどそれはあなたにも何か相手を怒らせる原因があったんじゃないの」とか言うのではなく、本人がいじめられていると感じたらそれはいじめとして捉え、その原因を調査したりその人のケアに努めるという対応をとっております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 議席番号4番、瀧野良枝です。報告書5ページの一番下の段、挨拶の関係ですが、評価が「地域の方へのあいさつは依然として課題となっています。」と書いてあります。過去のものを見ますと、令和元年度は挨拶に関して、小学校では「あいさつ運動A評価」「あいさつりレーB評価」、30年度が小学校の「あいさつ運動A評価」、中学校の「あいさつの活動B評価」ということですが、具体的に何か地域の方への挨拶が依然として課題になっているという内容について教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 学校運営協議会の中でも若干ご意見等ではいただいておりますが、子どもたちの挨拶、子ども同士、また学校の中で教職員等へについては、こういった活動を通して定着してきておりまして、大変良く出来てきているという評価といたしますが結果ですが、地域に対しまして、やはりなかなか知らない方に子どもたち自ら声を掛けづらいといったような子どもの心理といたしますが課題があります。そんな状況を受けまして学校運営協議会でも、それは地域、大人の方からまず声掛けをしていくべきなのではないかといったようなご意見もいただいておりますので、そういった意味での課題が若干残っていると。不審者等の対応もありますので、知らない人にはということもありますが、地域の大人から子どもたちに対してまず声掛けをしていきたいと思いますという課題を掲載しているということでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4、議案第74号 北部衛生施設組合理約の変更についてを議題といたします。

この件について、本日提案理由の説明を受け、12月10日の全員協議会において再度詳細な

説明があるとのことですので、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認め、議事を進行いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 74 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案第 74 号 北部衛生施設組合規約の変更について。

北部衛生施設組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 286 条第 2 項の規定により構成町と協議のうえ定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。令和 3 年 11 月 29 日提出でございます。

現在、組合規約では、不足する経費について、構成する組織町が不足額の 20%を人口割、80%を処分実績割で算出、負担をしております。ごみ焼却業務が無くなり、現況の負担基準では両町の負担額にかい離が生じているため、組合組織町である信濃町・飯綱町理事者において、負担のかい離を是正していくと協議がされました。そして、負担基準について課長会し尿処理検討委員会で検討しました。

見直しとして 処理手数料等歳入を充当後不足となった、し尿処理に係る直接経費を実績割、その他組合維持に係る経費を人口割とするとし、令和 4 年度より適用していきたいとしております。

変更部分は、組合規約第 10 条に規定する負担基準を、し尿処理経費をし尿投入量割、それ以外の経費を人口割と変更するものです。

また、北部衛生施設組合ではし尿処理を行っておりますが、施設の老朽化及び処理施設維持の部品等も製造中止ということもございまして、し尿処理について信濃町、飯綱町それぞれで処理していくとの方針となっております。北部衛生施設組合を令和 8 年度に組合自体を解散していく予定で、解散に係る経費についてもこれから生じてくることとなります。

規約の変更手続につきましては、構成町それぞれの議会において変更の議決を得た後、長野

地域振興局へ変更の届出を行うものです。

両町議会の議決が必要となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎議案第 75 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 75 号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇〕（議案第 75 号）

○税務会計課長（土倉正和） 議案第 75 号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について提案説明をいたします。議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ上段をご覧ください。

制定の理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法の適用に伴い、固定資産税の課税の特例を定めるものであります。

主な制定内容は、飯綱町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進地域内（三水地域）での製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業の事業者が行う、新規に取得した取得価格の合計額 500 万円以上の事業用資産（家屋、償却資産、家屋の土地）に対する固定資産税の課税を、取得した年の翌年度から 3 年間の免除をするものであります。

三水地区への企業誘致、並びに現存する企業の生産性や雇用等の持続性も高めるためのものであります。

施行期日は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用をするものであります。

また、本条例は、時限性条例であり令和 6 年 3 月 31 日限りで効力を失い、経過措置として失効日前に取得した設備に対する固定資産税の免除は、失効日後も効力を有するものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 75 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 76 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 76 号 飯綱町景観条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕（議案第 76 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 76 号 飯綱町景観条例について、提案理由の説明をさせていただきます。議案の提案説明書 2 ページ下段及び議案書をご覧ください。

制定理由について説明をいたします。現在、飯綱町の景観に関する事項は、長野県の景観条例により県が建造物等の事前審査等を行い、町に意見を求めたうえで指導し、町の景観を守っています。町には北信五岳をはじめとする町を代表するような素晴らしい風景が点在しており、私たちが意識して守っていかなければならない景色が多く存在します。

近年、県の基準以下の新規建造物が増加傾向になっていることや今後の飯綱町の景観維持のため、行政、住民、地域、事業者等が協働で故郷の風景を守り、次世代につないでいくために景観法に基づく町独自の基準となる条例を定め、飯綱町が町の景観に対してよりきめ細かな指導等を行えるよう制定するものです。

主な制定内容ですが「景観づくりに関する行政・住民・事業者の責務に関すること」、「景観計画の策定」、「事業行為の届出義務に関すること」、「景観重要建造物・重要樹木・重要眺望点

の指定に関すること」、「景観づくりに対する支援等に関すること」、「景観審議会等の設置に関すること」などです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条から第29条までの規定は令和4年4月1日から施行するものです。提案説明書には公布の日からとなっておりますが、条例の一番後ろを見ていただきますと、ただし書きで第9条から第29条までの内容がございます。ただし書き以降については、条例制定後に景観計画の策定や計画にかかわる他管理者との協議、また住民への周知期間など手続きが必要なため、施行日のずれがあるという内容がございます。よって全面施行は令和4年4月1日からとなります。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 議席番号10番、石川信雄です。この景観計画ですが、先日、三水地区で区長との懇談会がありました折に、現在、普光寺と芋川で事業者が太陽光発電を計画しているらしいという話でした。地元としては反対の立場でありました。

景観条例の条文を読む中で、事業者等の責務第5条の関係ですが、これを読む限り太陽光発電の設置条件については努力目標のように感じる文かと思っております。どこまで事業者に責任があるのか、果たしてはっきりしないところでもあります。

それと第9条に景観形成基準とありまして、これがいわゆるガイドラインになるのでしょうけれども、景観計画の方に細かな数字等も出てくるのだと思いますが、大変地元住民の皆さんがソーラー計画に対して心配しております。

今後、国では自然エネルギー推進の立場ですから、すべてがすべてを規制していくというのは難しいと思いますが、町としてソーラー計画に対してどういうスタンスでいるのか。それと今計画しているところは、山林であったり、一部二十塚の上の景観の良いところでもあります。そういったところのソーラーの設置に対して町はどのようにお考えが伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いわゆる0カーボンを目指す中において、一概に太陽光発電に反対だと言っているのは少し違うだろうという思いはございます。しかしながら、ソーラー計画については、大変危惧をしております。具体的に芋川とか普光寺とかの話はもちろん承知をしておりますが、計画自体は飯綱東高原、また一部平出地区等と色々な場所であるような話を伺っております。どうやって規制していくか、どうやってOKの場所とNOの場所を分けていけばいいのか、実は県とも話を深めております。

そんな中で町として、景観条例も実は一つの規制をしていくうえでは多少触れてはいるんですが、今回の景観条例では、ぜひ住民の皆さんにこの素晴らしい自然環境、景色、風景等を見て、それを最大の財産として守っていこうという気質を醸成していくことが大きな一つのプレーキをかけることだろうなと思って、皆さんにそういう理解を深めていただくよう、これからも進めて行きたいと思っております。

ただ、福井団地の中に一部お話があったのも皆さんご承知だと思いますが、宅地になっていて、その場所に規制する法律もなくて、それで駄目だというのはなかなか難しい問題だろうと思っております。

原点になりますが、具体的なケースにおいて、私どもとしては精一杯景観を守るような活動をし、どうしてもクリアしたものについては、約束した事項等をその後10年20年でも行政として巡視していく、見ていく。そして、それを指摘していく。そしてその結果を関係の住民の皆さんに公表していくと。こういう努力を積み重ねていくしか今のところないだろうと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 議席番号10番、石川信雄です。地元としては、強く反対しているわけでありまして、今町長がおっしゃいましたとおり、すべてを規制するわけにはいかないということは私自身も判断しております。そうは申しましても、虫食い状態になって、あっちにもソー

ラー、こっちにもソーラーとなっても問題かと思います。町がソーラー振興区域ですとか、そういうエリアを設けてやるのであれば別なのですが、地元同意ない限りにおいてソーラー計画を許可するというのもいかなものかと思います。

その辺で地元住民の皆さんは、事業者に比して比べれば、なかなか法令ですとかそういったことに疎いところもありますので、役場の指導というものが必要となってくると思います。担当課として地元へ出向いて協議に加わるとか、そういったこともしていただけるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） この景観条例とは別の自然環境保全条例の担当課ということでお答えをいたします。今までそちらの条例で開発行為の規制をかけておりました。そちらの条文の中では、地元の意見を聴いてその意見を反映させた内容にしていくということが謳われております。地元の同意を得るといふことなかなか事業関係では難しいという部分もございますので、極力地元の意見を取り入れて事業者と協定を組んでいくという話になります。

今ご指摘のあったとおり、担当課でどこまでコミットするかという話になりますが、こちらといたしましては技術面のこともございますので、協力、説明会、また意見を求める地元に出向いて、それぞれの意見を精査するのが一点。出てきた施設の基準を県に求めますが、基準がクリアされているかどうかの検証は随時やっていきたいと思っております。

この頃、事業計画が多くございまして、こちらの方も技術的検証というのは職員ではできませんので、先日、長野地域振興局と協議をしまして、県の方へ技術的検証等は助言指導を求められるという構造になりましたので、申請がございましたら、地元の意見と技術的検証を行って、地元と一緒に検証して意見を纏めていくという形には、極力これから出向いて行って協議等させていただきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 76 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 20 分とします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

◎議案第 77 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7、議案第 77 号 飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕（議案第 77 号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第 77 号 飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 3 ページ上段をお願いします。説明につきましては、議案の提案説明書で行います。それでは議案の提案説明書 3 ページ上段をお願いします。

改正理由でございますが、文化財保護法の一部改正により、文化財調査委員を文化財保護審議会へ組織替えなどをするものでございます。

主な改正内容につきましては、これまでの文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じる文化財調査委員から、さらに、将来の行為に関し自発的に意見を申し出ることができる建議の権限を法律上有する、文化財保護審議会へ改組する規定に関するもの。文化財の巡視

や所有者への助言等を行う、文化財保護指導員を置くことができる規定を加えるもの。文化財の管理責任者いわゆる所有者に代わり、文化財の保存・活用を適当な者に管理を行わせることができる管理責任者の選任についての規定を加えるもの。文化財の定義のうち、これまで民俗文化財と定義していたものを、有形と無形に分ける規定とする改正です。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第8、議案第78号 飯綱病院条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕（議案第78号）

○病院事務長（大川和彦） それでは、議案第78号 飯綱病院条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書3ページ中段と新旧対照表をご覧ください。

議案第 78 号 飯綱病院条例の一部を改正する条例。飯綱病院条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和 3 年 11 月 29 日提出。

続いて議案の提案説明書 3 ページ中段をご覧ください。

改正理由は、国民健康保険診療施設として、条例上に必要事項の記載がないことにより改正するのもです。

主な改正内容は、国民健康保険診療施設として、条例名を飯綱町病院事業の設置等に関する条例とし、条文に国民健康保険法第 82 条の追加をするものです。

施行期日は公布の日です。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 78 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 79 号の上程、説明、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 9、議案第 79 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕（議案第 79 号）

○総務課長(徳永裕二) 議案第79号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。それでは、議案書並びに議案の提案説明書3ページ下段をご覧ください。主に議案の提案説明書によりご説明いたします。

補正の概要でございますが、既定の予算から2,988万1千円を減額し、補正後の予算額を89億7,312万4千円とするものでございます。

4ページになります。また、事業費の変更に伴い、一般公共事業債及び災害復旧事業債の地方債限度額を補正しております。

では初めに、歳出をご覧ください。主な内容を申し上げます。

各款に職員給与関係経費がありますが、これにつきましては、今年度の人事異動などによる人件費の調整でございます。この部分とはばして説明させていただきますがあらかじめご了承ください。なお、本年度の人事院勧告において期末手当の0.15月分引き下げが勧告されておりますが、国家公務員において、コロナ禍の異例の状況下での経済対策等の取組との関連を考慮し、勧告どおり引き下げるが、この12月ではなく、引き下げ相当額は来年6月の期末手当から減額するとされたことを踏まえ、当町も議員、特別職、一般職すべてにおいて、国と同様の措置をとることとしておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

それでは2款 総務費からお願いいたします。総務一般管理費で郵送料を200万円増額、庁舎建設事業で福祉センター解体にあたりアスベスト除去が増えているなど、予定しているすべての関連工事を完了するためには予算が不足することから725万円を増額、コミュニティ助成事業では3か所の採択を目指しておりましたが2か所となったことから助成金240万円を減額しております。

5ページ、3款 民生費では、障害者総合支援給付事業で令和2年度国庫負担金精算による返還金196万2千円を増額、保険給付費の増などで介護保険事業会計への繰出金1,450万2千円を増額、保育一般事務費では認定こども園などへの保育給付費など計124万9千円を増額しております。

4款 衛生費では、検診事業費で健診情報の連携システム整備など240万2千円を増額、新

型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で土日のワクチン接種などに係る職員手当を122万2千円増額、し尿処理調査事業では詳細設計を次年度以降としたことから1,398万円を減額しております。

6ページ、6款 農林水産業費では、新型コロナの影響などで価格が下落している米農家への支援で1,660万円を増額、県単土地改良事業で県単緊急農地防災事業の追加採択に伴い、委託料240万円を増額しております。

8款 土木費では、道路新設改良費で来年春先の農作業等に向けた町道の補修で500万円を増額、地方道改修費では工事を次年度以降に延長したことから4,750万円を減額、除雪関係で資材や燃料費の高騰により計174万5千円を増額しております。

10款 教育費では、小中学校教育振興費でデジタル教科書が現物支給となったことから計209万9千円を減額、遺跡発掘調査事業を実績により計186万円減額、運動場管理運営費で牟礼屋内ゲートボール場修繕工事の内容を一旦見直すことにしたことから220万円を減額、調理場施設管理費では配送車及び車庫の修理が必要となったことから121万円を増額しております。

7ページ、11款 災害復旧費では、7月、8月の大雨による農地等の災害復旧に係る費用で計2,460万9千円を増額しております。

14款 予備費を4,177万7千円減額し、財源調整をさせていただきました。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、対象事業を追加したことなどから、変更か所を整理した一覧表を補足資料として本日お配りいたしました。こちらをご覧ください。

6款 農林水産業費で説明しました米生産農家支援事業を対象事業に追加し、臨時交付金を303万6千円充当することにしております。また、1から5、7、8の事業について臨時交付金の財源充当額の調整をしております。補正予算書、各目の補正額の財源内訳の欄にも表示されておりますのでご確認いただきたいと思います。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。4ページになります。

12款 分担金及び負担金では、災害復旧費の分担金140万円を増額。

14 款 国庫支出金では、地方道改修費に係る地方創生道整備推進交付金やデジタル教科書実証事業補助金などで計 516 万 2 千円減額となりましたが、検診事業費に係る感染症予防事業費等補助金や災害復旧費補助金などで計 1,090 万 5 千円増額となったことから全体では 574 万 3 千円を増額。

15 款 県支出金では、新型コロナ特別警報Ⅱ発出市町村飲食業等支援交付金が交付されることなどから 877 万 6 千円を増額。

18 款 繰入金では、運動場管理運営費の減額に伴い、ふるさと応援基金繰入金を 220 万円減額。

20 款 諸収入では、コミュニティ助成事業の採択数の減などに伴い、計 270 万円を減額。

21 款 町債では、地方道改修費の減額に伴い一般公共事業債を減額することなどから計 4,090 万円を減額しております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 79 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 80 号から議案第 81 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

日程第 10、議案第 80 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 11、議案第 81 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

以上 2 件は補正予算案件であります。これより、一括して 2 件の提案理由の説明を受け、最

終日 12 月 15 日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第 80 号から議案第 81 号の提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 80 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） 議案第 80 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度飯綱町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 306 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5,322 万 8 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

令和 3 年 11 月 29 日提出でございます。

補正前予算額 13 億 5,016 万 4 千円に 306 万 4 千円を増額し、13 億 5,322 万 8 千円とするものです。

2 ページ目、歳入でございます。歳入としまして、国民健康保険税が 93 万 6 千円の減額補正をしております。県支出金で 400 万円を増額補正ということで、差し引き 306 万 4 千円の歳入補正ということでしております。

3 ページ目に歳出でございます。2 保険給付費で高額療養費の関係で 400 万円を増額しております。そして、予備費で財源調整 93 万 6 千円を減額といった補正をかけております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国保税の減免を実施した 7 件、93 万 6 千円を保険税の収入から減額という形をとらせていただいております。県支出金である保険給付費交付金について、現在の状況を試算し、高額療養費の増額を見込んでおりま

す。その部分で 400 万円県の交付金を増額して、差し引き 306 万 4 千円の増と見込んでおります。

歳出については、高額療養費増額見込額 400 万円を高額療養費負担金に増額し、補正後予算を 1 億 930 万円としております。新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険税減免分 93 万 6 千円については、財源調整として予備費より減額をして、予備費の補正後は 3,785 万 7 千円としたものです。

以上ご審議いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 81 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 81 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 7 ページ下段から 8 ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書より説明させていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額に 1 億 74 万 5 千円を増額して補正後の予算額を 13 億 6,643 万円 1 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、介護保険料 普通徴収 250 万円減額、保険給付費増額に伴い国庫負担金（介護給付費負担金）1,971 万 4 千円、国庫補助金（調整交付金ほか）752 万 9 千円、支払基金交付金 2,661 万 3 千円、県負担金 介護給付費負担金 1,464 万 6 千円、それぞれ増額し、繰入金として、一般会計より 1,449 万 6 千円、介護給付費準備基金より 2,024 万円 7 千円繰入れるものでございます。

歳出では、総務管理費、職員 1 名増による人件費 217 万 5 千円増額、介護報酬の改定等により、居宅介護サービス等諸費 8,670 万円、介護予防サービス給付費 347 万円、高額介護サービス費 200 万円、高額医療合算介護サービス費 60 万円、特定入所者介護サービス費 580 万円、それぞれ増額するものです。

以上、介護保険事業補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で説明を終了します。

◎議案第 82 号の上程、説明、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 12、議案第 82 号 第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 82 号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第 82 号 第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画の策定について提案理由の説明をさせていただきます。

本日お配りしているものは、3 後期基本計画と記載しているものが議案第 82 号議案書、また議案 82 号参考資料と記載しているものが、議決後、後期基本計画書として公開していくものです。

それでは、議案の提案説明書 8 ページ及び議案書をご覧ください。なお、これ以降の説明のなかで、第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画を後期基本計画と省略して読み替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

策定理由でございますが、前期基本計画の期間が令和 3 年度で終了することから、令和 4 年度から 8 年度までの 5 か年の後期基本計画を策定するものでございます。

後期基本計画につきましては、町長は、本年 11 月 17 日、町総合計画審議会長から答申を受けているところでございます。

後期基本計画は、分野ごとの個別計画と議案書 48 ページからの財政計画で構成されています。財政計画は歳入に関する事項、歳出に関する事項、財政の見通しで構成され、50 ページに令和 4 年度から 5 年間の財政見通しを掲載しています。

後期基本計画の特徴として、1 つ目は、効率的な行政運営並びに町の目指す方向性及び施策の明確化のため、後期基本計画に飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含しています。

2 つ目は、後期基本計画の分野ごとに SDGs の目標を関連付け、SDGs を推進しています。3 つ

目は、社会の新たな要請への対応として移住定住の推進、デジタル化の推進、脱炭素の推進などの施策を新たに追加しています。

細かい内容につきましては、議案書をご覧ください。前回の議会全員協議会において説明したものと大きな変更点はなく、誤植の修正のみです。

少子高齢化、人口減少社会、国や地方財政の逼迫など、地域社会を取り巻く社会経済状況は、なお一層厳しくなることが見込まれ、限られた財源の中で、選択と集中によるまちづくりを進めていかなければなりません。こうした時代背景の中、町の特性を生かし、町民との協働による飯綱町らしいまちづくりを具現化するため、審議会をはじめ町民のみなさんの参加をいただきながら後期基本計画を策定しました。

後期基本計画は、令和4年度から向こう3年間の実施計画、令和4年度当初予算などに反映させてまいります。また、財政計画及び行政評価と連動した進捗管理を行うことで、後期基本計画の実効性を高めるとともに、財源に見合った選択と集中による持続可能なまちづくりを進めてまいります。

最後に関係法令及び議決を求める理由は、飯綱町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、後期基本計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号は、質疑を省略し、議長を除く14人の委員をもって構成する第2次飯綱町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は質疑を省略し、14人の委員で構成する第2次飯

綱町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定をしました。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま設置されました第2次飯綱町総合計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議長を除く全議員を第2次飯綱町総合計画審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、第2次飯綱町総合計画審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日会議終了後、本議場においてこれを招集いたします。改めて招集状を差し上げませんのでご了承願います。

ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時55分

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第13、議案第83号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。大川病院事務長。

〔大川病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第83号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第83号 和解及び損害賠償の額の決定についてご説明致します。議案書をご覧ください。

次のとおり訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定をすることについて、地方公営企業法第40条第2項及び飯綱病院条例第7条の規定により適用する地方自治法第96号第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求める。

記。1 事件名、〇〇地方裁判所 平成28年(ワ)第〇号 損害賠償請求事件。

2 相手方、氏名 〇〇〇、住所 〇〇〇〇〇。

3 事件の概要です。本件は、相手方が飯綱町立飯綱病院で受けた医療行為に対し、過失があったとして町に対し、損害賠償を求めた。相手方は、平成28年12月29日に大阪地方裁判所に訴訟を提起し、去る令和3年5月14日付けで、裁判所より和解案が提示されたことから、和解しようとするものである。

4 損害賠償の額、2,700万円

5 和解の内容、飯綱町は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として2,700万円の支払義務があることを認める。なお、飯綱町及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和3年11月29日提出でございます。

議案の提案説明書9ページ上段をご覧ください。

提案理由は、議案のとおりでございます。主な内容は、損害賠償請求事件について、和解案に対し損害の解決金の支払い義務を認め、和解及び損害賠償額の決定について議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長(渡邊千賀雄) 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○9番(目須田修) 議席番号9番、目須田修です。医療行為についての損害賠償の件です。医療の前に患者になる相手方との契約があるはずですが、それですらこれだけの数字で損害賠償をしなければいけなかったということは、相当大きな過失ということでしょうか。

○議長(渡邊千賀雄) 大川病院事務長。

[病院事務長 大川和彦 登壇]

○病院事務長(大川和彦) 相手方との契約というのは、受診をした時点で契約が成立いたしますので、契約はそういうところから始まります。

医療行為について、今回の訴訟額総額は 9,000 万円を超えるものでございまして、これまで 5 年にわたり裁判期日を経過してまいりました。それで、その結果、証拠の確認であるとか等々整理をしたり、尋問したりしてきた経緯をもって、2,700 万円という額が妥当だということで裁判所から提示をいただきましたので、そのことによって決定した額ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第 83 号 和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 84 号の上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 14、議案第 84 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案は、提案理由の説明を受け、最終日 12 月 15 日に、質疑・討論・採決を行いたいと思

ます。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 84 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、はじめに議案書をお願いいたします。

議案第 84 号 工事変更請負契約の締結について。

次のとおり工事変更請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工事名、飯綱町役場新庁舎建設工事。

工事場所、飯綱町大字牟礼 2795 番地 1 他。

契約金額、変更前 11 億 1,865 万 6 千円 内消費税 1 億 169 万 6 千円、変更後 11 億 3,367 万 1 千円 内消費税 1 億 306 万 1 千円。1,501 万 5 千円の増額でございます。

契約の相手方、長野市早苗町 45 番地、株式会社岡谷組長野支店支店長 緑川武。

次に、議案の提案説明書 9 ページ下段をお願いいたします。

主な変更内容は、第 2 庁舎の関係では、1 階で、建設水道課などが現場作業の際に出入りする風除室を追加、新型コロナウイルス感染対策などから職員通用口を自動ドアに変更。2 階で、できるだけ換気、明かりのことを考慮し会議室に窓を 2 か所追加。その他、飯綱福祉センター解体の関係ではアスベスト除去の追加が必要となりましたが、飯綱福祉センターの土間、基礎コンクリートはそのまま残すことで地盤が強固となり防災の観点などからも有効と考えられることから、この部分の解体は取りやめにしております。以上が主なものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午後 0時05分

令和3年12月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和3年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年12月1日（水曜日）午前10時開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
選挙管理委員長	黒 岩 長 弘	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和

住民環境課長	藤 沢 茂 行	保健福祉課長	永 野 光 昭
産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表

順	議席	氏名	発言事項
1	6	中島和子	1 経営統合された農産物直売施設、加工施設の今後について
			2 選挙期日について
2	7	樋口 功	第2次総合計画(後期基本計画)について
3	2	中井寿一	1 小学校の教育環境維持向上について(人口増・税収増・活性化)
			2 小学校の防犯体制等について
4	13	伊藤まゆみ	1 3期目のスタートにあたっての公約、施政方針は
			2 介護者慰労金支給制度の対象者の拡大を
			3 共済掛金の助成の拡大を

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） おはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきましてありがとうございます。
うございます。

議員改選後、初の一般質問です。一般質問の時間は1人1時間といたします。これには町側の答弁時間も含まれます。質問時間の終了5分前にはまとめてくださいと予告しますので、ご協力よろしくお願いたします。以上です。

これより、令和3年12月飯綱町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告しておりますので簡潔に発言されるようご協力願います。

◇ 中 島 和 子

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位1番、議席番号6番、中島和子議員を指名します。中島和子議員。

〔6番 中島和子 登壇〕

○6番（中島和子） 議長の許可を得ていますので、マスクを外させていただきます。

おはようございます。議席番号6番、中島和子です。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、経営統合された直売所についてお聞きしてまいります。有限会社飯綱町ふるさと振

興公社の指定管理により横手直売所四季彩、いづなマルシェむーちゃん、直売所さんちゃんの町内3直売所の経営が一本化されました。

昨年5月新装オープンしたむーちゃんは、将来的には道の駅にとの構想もあり、農家や空き地を利用して野菜や果物栽培をしてみたい女性たちにとっても、活気ある暮らしや収益にもつながり、大きな期待を持ってのスタートとなりました。

まず、直売所の現状と、今後の運営についてお伺いいたします。振興公社からの昨年度事業報告では、直売所の営業損益はプラスであったと報告があり、今後の売上基準となるものとしてスタートされたと思われまます。

お聞きします。町は経営統合後の各直売所における町外からの集客状況と、販売実績をどう評価されていらっしゃるでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。議員ご指摘のとおり、昨年から3直売所の経営をスタートして、3直売所合計で2億6,000万円の売上げを上げています。簡単に2億6,000万円といたしますけれども、毎日休まずに1日70万円以上を売り上げないと、この数字が出てこないわけです。恐らく、客単価で言いますと1,000円ちょっとぐらいですから、20万人前後の集客ということで、お客さんが見えになっているのではないかと思います。

この3つに統合したことは本当に素晴らしいし、これからの取組次第ではどうにでも伸びていくのではないかと思います。

細かな数字は課長から申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 数字をお答えさせていただきます。今年度、3直売所の集客や販売実績につきましては、コロナ禍や4月の凍霜害などによります農産物の不足等の影響から、10月末現在の3店舗累計で1億5,400万円となっています。対前年比ですが、98.9%と微減の

状況です。

経営統合した昨年度は、各直売所とも集客や売り上げが増加しまして、全体では前年度に対し6,200万円ほど伸びましたので、経営統合による一定の効果はあるものと考えています。また、経営統合後も各直売所の特色を生かしつつ、店舗間で商品を移動することによる販売ロスの削減や日配品の販売を進め、さらに、キッチンカーなどの屋外販売の出店企画も定期的に行うなど、集客に向けたさまざまな取組を展開することで、徐々に活力と魅力のある直売所の運営が進められているものと認識しています。

一方で、振興公社のマンパワー不足などから、生産者とのコミュニティの構築など、いまだに経営統合後の運営体制として不十分な点など課題も多くありますので、運営体制の強化と販売強化等に向けた一層の改善と、新たな取組を推進していく必要があると考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 先ほども、各直売所ではそれぞれ特色のある店舗経営をというお話でしたが、直売所ファンを増やすために、町外からのリピーターの来場がとても気になります。リピーターの把握というのはされていますか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

[産業観光課長 平井喜一郎 登壇]

○産業観光課長（平井喜一郎） 現在の集客の範囲やリピーターの状況につきまして、実際に、各店舗でどちらからお見えになっているのかという状況は把握しておりませんが、上越市方面や近隣の長野市等に広告を配っておりますので、そちらからの集客が多いものと認識しています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 三本松農業拠点エリアにありますマルシェむーちゃんですが、長野市方面からの多くの集客を期待していたと思われそうです。今シーズンの夏場は駐車している車の数が少なかったように思いますが、店内のアンケート箱設置など、消費者からの意見集約はどのようにされていますか。また、来なくなる直売所の運営方針を、どう改革されているの

かお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。実は今年の4月から、私も入って、役場の関係課と振興公社、それぞれの売り場の責任者が月1回集まりまして、経営の販売促進会議をやっています。その中で、来月はどうしていく、今月の反省はどうだ、それを繰り返しています。

ご指摘の三本松地籍の直売所については、再三申し上げますけれども、長野荒瀬原線沿いは車が日量1万2,000台から1万5,000台通ります。10%の人に車で寄れとはいいませんけれども、100台に1台、1%の車に寄ってもらっても120~130台から200台になります。

このお客さんたちになんとか興味を持ってもらい入ってもらうような作戦をしよう。または、大きな意味では、長野市がターゲットなのでバスを利用したお客さんには何か割引をしようではないか。いろいろな公共交通の利用促進と併せて、直売所の売上げを上げる。平出の丹霞郷に近い直売所なので桃祭りを盛大に行うなど、いろいろと取り組んでいます。

今年については、残念ながらコロナは大きな痛手だったと反省しています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 次は生産者側についての質問になります。6月議会のふるさと振興公社事業報告のときにも質問がありましたが、直売所に出荷していらっしゃる生産者からは、意見が届くような協議をしていただきたいとの声をお聞きしています。それぞれの直売所代表者である世話人との協議も開催されていないようです。

足を踏み入れたときの店の第一印象はとても大切です。申し上げたいことは、消費者の声を聞きながら、生産者と運営側が共同責任を持って連携し、創意工夫しながら運営していくのが直売所の本道だと考えます。生産者と運営側双方が気持ちよく働けるように、信頼関係を築くための意見交換の開催予定はありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、振興公社のマンパワー不足により、議員がおっしゃるようなコミュニティの場をなかなかつくりだせていないのが現状です。

大変重要な要素であると認識しています。生産者との交流や情報共有等が少なくなったという点もご指摘のとおりです。今後、直売所の売上状況や人気商品等を生産者にフィードバックする場などを設けながら、また、生産現場や農家さんを紹介するような場として、直売所だよりのような形でペーパーや電子媒体によって定期的に出荷者や顧客に情報発信するようなことも実施していければと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） ぜひ、生産者からの声を聞いていただきたいと思うわけですが、コロナ禍です。あまり大きな会合はできませんが、小規模開催でも協議や相談会は必要と思われます。

現在は、売上状況等がメールにより自動配信で生産者に届いているようですが、生産者側からの意見を送信するシステムではありません。先ほど課長からもお話がありましたけれども、SNS 利用への変更は難しいかもしれませんが、生産者側から運営側へもっと気楽に声が届くようなシステムを開設できないものかと思います。

現在は生産者の皆さんの声をどうやって収集されているのかお聞きしようかと思いましたが、あまり会議をされていないということですので、次に進みます。

直売所で販売する加工品についてお聞きいたします。町内の直売所では、今まさに本格的な収穫時期を迎え、町の特産である旬を迎えたさまざまな品種のりんごが店頭に並んでいます。飯綱のりんごを求めて、どの直売所も来客で駐車場からあふれる状況が見られ、先日さんちゃんではテントの前に長い行列ができていました。この時期にこの直売所に来ればおいしいりんごが買える。やはり購入目的になるものがあれば、集客にもつながります。

むーちゃん隣接の三本松加工施設では、四季を通した特産加工品の商品開発として、ジュースやドライフルーツの製造も始まっています。市販の商品が多く出回り、手軽に購入できる今、知名度が上がってきている飯綱産りんごを消費者に向けてどうアピールするか、飯綱町特産品

であるとしたオリジナル性や、インパクトを与えるような商品開発を期待したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全体的な方針ですので、私から申し上げたいと思います。町には特産品開発の補助制度があります。もう一つ皆さんに周知されていないというようなことも感じていますが、20万円を限度として補助しましょうというものです。それでも、前年度は2件、今年度も2件、合計4件の申請があり、特産品の開発に充ててもらっています。

確かに、三本松地籍の横に加工所もできまして、そこでもいろいろな開発に取り組んでいるところです。

この間、三水第二、EASTで、首都圏から59名のケーキを専門にやっているパティシエと呼ばれる皆さんが競うスイーツコンテストが開催されまして、大変盛況でした。それも一種の飯綱町のりんごを使ったスイーツです。

振興公社が加工所を使っているいろいろなジュースをつくるというのも一つだろうし、今、信州大学工学部と提携し、りんごの皮、果皮蜜を使った加工品はできないものかなど、いろいろな取組をしています。やはり、そういう地道な努力によって育て上げていかないと、一発で大変好評なものというわけにはいかないだろうと思っています。

従って、直売所も含め、一般の皆さんも含め、そしてお菓子やいろいろなことを行っている企業の皆さんも含め、総合的な力として特産品開発を進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 飯綱の里ブランドづくり事業では、全国に向けてのりんごスイーツコンテストなど多くのイベントが企画され、飯綱産りんごの販売と同時に、加工品のPRにも大きな効果を上げています。

同時に、地元の直売所にも足を運んでいただけるような加工品の販売につながる商品開発が必要と思われます。先ほど町長からもご説明がありましたが、特産品開発補助制度というのは

今年2件の申請があったということで、それが成果につながるものかどうかというのはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えを申し上げます。本年度の申請ですけれども、カップアイス、それからドライフルーツ・ベジタブルということで、その2件の申請がありました。カップアイスにつきましては、本年度、既に販売を行っています。販売量については把握しておりませんが、ドライフルーツにつきましては、今後、販売をしていくものと考えています。

そのほかの加工品につきましては、三本松の加工所で商品開発を進めてきましたりんごのジュースやコンポート、それからりんごチップやクッキー、さらに期間限定のものゼリーやいちごジャム等も、いづなフルーツファクトリーという商標で商品化されています。

今後、飯綱町の特産品をたくさん開発して生産し販売増につながるように取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 町の新たな特産品開発加工事業による産業創出に向けた特産品開発補助制度ということですが、行政報告書によりますと、主に地域おこし協力隊員の活動への制度と思われれます。地元住民による制度の活用というのはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。地元住民やグループでこの制度を使ったものとしては、先ほど言ったカップアイス、ドライフルーツ・ベジタブル、昨年行った万宝院みそのパッケージ等もその中の一つですし、野菜のピクルスをつくるというのも個人の方などがこの制度を活用されている内容です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 今、若い方の伝統食への興味というのもだいぶ高まってきています。飯綱町に来ると懐かしい素朴な味に出会える。それには、身近な地元町民による特産品開発も期待できると思います。

一つの例えですが、レシピの伝承もきちんとされていなくて、今、各家庭でつくることが少なくなった飯綱産もち米を利用した山菜おこわやりんごおこわなど、四季に合わせたシーズン限定品の季節のおこわであったり、保存が利くあられなどの販売等も需要が見込めます。先ほどの、飯綱りんごを使ったスイーツにもなるりんごのおこわであったり、りんご入り春巻きであったり、町の歴史にちなんだ北国街道道中まんじゅうや、赤塩焼きせんべい、万宝院みそなど、数々の作品がこれまで試作されてきましたが、たくさん埋もれたままになっています。また、町の天然記念物である高坂りんごは、ほかのりんごと比較してポリフェノールがかなり多いということが実証されていて、商品としての付加価値も付きます。

地元で生まれたものが商品化されるにはさまざまな基準もあり簡単ではありませんが、クリアできれば飯綱町の特産品が誕生します。りんごに限りませんが、地元住民による地域特産品の開発も期待できますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町がどういう立場でそれを進めたらとおっしゃっているのか、もう一つ理解ができませんが、今おっしゃたような加工品を、町が先頭に立って製造販売までやれというつもりはありません。行政というのは、それだけ素晴らしい原料があることを全国にPRしたり、また、それをつくる施設や売る施設をなんとか行政が整えていこうじゃないか。そして、それを活用してうまくやっていくための補助制度や研修制度などをつくり上げて、最後は住民の皆さんや町の企業の皆さんが試行錯誤して新たな商品開発に臨んでいくというパターンをぜひ進めたいと思っています。そういう意味では、その方向で今ちゃんと動いているのではないかと理解しています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 昨年、感染症が拡大する前に上田市の丸子農産物直売加工センター「あさつゆ運営組合」の視察に行っていました。オープンから15周年を迎えた施設で、現在の組合員数は約330人、出張販売も含めると年間3億円以上の売上げがあり、毎年200万円の純利益を上げ続けているようです。また、指定管理では珍しく、市の補助を受けずに運営しているとの説明がありました。気になるのが分類別売上げの構成比です。加工品の売上げが約30%と大きなウェートを占めていました。特に、野菜が品薄になる冬場は加工品を並べることで年間を通しての売上げアップにもつながります。

現在、町の直売所での加工品売上げの割合をお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。今年度の10月末までの公社仕入れや棚貸し商品を除く農家出荷等加工品の売上合計は約2,400万円で、現在の直売所全体の売上げは1億5,000万円ほどになりますので、加工品が占める割合は約16%です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 町内産が16%だとお聞きしましたが、町内産加工品の売上げというのは上昇が望まれるわけですが、いずれにしても、直売所での加工品販売は大きな収益につながると思われま

す。続けて、加工施設についてお聞きいたします。先の9月議会では、加工施設の老朽化や管理運営する団体の高齢化問題に対して、将来的に若い世代の利活用を進めるために新たな加工施設の建設を検討している。そして、設備費等に何かいい補助があれば活用したいとの説明がありました。しかし、どちらも喫緊の課題です。早めの対策が必要と思われま

す。また、町の過疎地域持続的発展計画に記載されている産業振興促進地域内、三水地区の製造業や農林水産物等販売業に含まれるということになっています。対象になるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。新設しました三本松加工施設を除きまして、ほかの町内加工施設はいずれも施設の老朽化が進んでいるだけでなく、食品衛生法の営業許可に基づく施設や設備への早急な対応など、さまざまな課題があります。特に、議員ご指摘のように、これまで施設運営を担ってきた団体やグループの高齢化と後継者不足は一番の課題だと感じています。

こうした状況を考えますと、今後は加工事業の停滞や、施設の維持管理そのものが困難になっていくことも懸念されますので、若い世代の方々の利活用の促進や、加工事業への参画を促すための施設や環境を整備していくとともに、郷土の特産加工品や食文化を継承し発展させていくための新たな担い手を育成していくことが急務と捉えています。町としましては、既存の管理団体の皆さんと連携し、加工や郷土食などについての体験会、あるいは勉強会のような催しの開催や、加工の事業化を目指す方々への支援などを行っていくなど、加工事業や食に関心や興味のある町内外の若い世代を発掘して育成していくためのコーディネート的な役割と、そのサポート体制を強化していきたいと考えております。中長期的には、現状の野村上の加工施設や三水加工施設、牟礼加工施設を統合した新たな加工施設の設置や建設を検討しなければならないと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 過疎計画の対象になるかということについてはどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇〕

○税務会計課長（土倉正和） 議案の提案説明でもご説明申し上げましたが、税務会計課では過疎法による固定資産税の減免ということになります。関係する対象事業は、製造業、農林水産物等販売業です。農林水産物等販売業は、町で生産された原料を加工し、主に町外に販売する農林水産物等販売業の法人等とされていますが、主にとということですので、要件に該当するの

であれば対象となると思われます。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 直売所での加工品販売は収益につながるのですが、飯綱町の女性たちからは、新たに漬物販売をしたいとの意見が届いていると思います。漬物は各地で需要が伸びています。町の野菜を利用し、漬物自慢がたくさんいる飯綱産の漬物加工には注目したいと思っています。また、新しい感覚と昔ながらの技術を合わせたりんごの漬物、ピクルスなどの新しい取組もあっていいかと思っています。

そこでお伺いいたします。要望のある漬物加工施設ですが、設備投資も大きく、営業販売許可も要るようですが、先ほどの新たな加工施設建設との関連もあるかもしれませんが、漬物加工販売に対しての検討はどのあたりまでされているかお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 漬物の関係についての加工施設は検討してきた経過はありますが、現時点で具体的な方策はまだ出来上がっておりません。また、財源についても検討していますが、これについては、設置場所にもよりますけれども、先ほどの固定資産税うんぬんもありましたが、あれは民間の人がつくった場合に固定資産税が非課税になるという限定の年数のものです。恐らく、町が事業主体でつくっても過疎債の対象にはなるだろうとっております。従って、三水地域においては過疎債の利用というものをやはり前提に考えていきたいと思っています。

ご指摘のとおり、ほかの加工施設もかなり老朽化が目立ってきていますので、これについては少し検討を重ねていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 次に、三水農産物加工組合チアさみず、牟礼野村上みそ加工施設等も含めた直売所と加工所の経営一本化についてお伺いします。

先ほども検討段階であるというお話でしたが、チアさみずはふるさと振興公社の経営統合には参加せず、独自で運営を行っています。さんちゃんのオープン以来、おやき、アップルパイ、

みそ加工等を手掛け、売上げにもずっと貢献し続けています。しかし、現状では高齢化による後継者不足があり、技術の伝承が危惧されます。町の味と技を継続させるために後継者の育成が必要です。今後、フルタイムで働ける体制を整備し、若い人の雇用と、核となり運営していただける人材が求められます。そして、技術の習得につきましては、時間に無理のないパート体制で、現在お勤めの皆さんに指導していただくことも考えられます。

先ほど申しあげましたあさつゆでは、運営を共にした直売所と加工所が併設され、消費者のニーズを把握しながら商品提供ができる状態で、働く人は生き生きとし、スムーズに回転しておりました。

以上のことから、加工所の存続のためにも、また、条件整備を図るためにも、直売所と加工所の経営を一つにした運営が望ましいと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 将来的なことです。私からお答え申し上げます。ご質問の趣旨はよく理解をしますし、あるべき姿というものを議員がご意見として申されましたけれども、私はおっしゃるとおりだと思います。

チアさみずは、まさに地域の皆さんがみんなでつくり上げた施設であり、おやきやアップルパイなど素晴らしい製品を育て上げてきています。なんとかこれを継続させて、もう一歩二歩、先ほど議員がおっしゃったようなりんごおこわなど、そういうふうに持っていきたいのですけれども、一番のネックは、結局、今のチアさみずも食堂をやっていた皆さんも、正規職員としての扱いというよりも、出たときの費用弁償ぐらいで頑張っていこうという形で運営をされてきています。雇用保険に入っていたり、または社会保険や年金を積み上げているというような雇用体制になっていないものを、今度は一つの会社などで、そういう体制で職員を雇っていくというときの運営は極めて難しい。私が簡単に、「よし、それでいきましょう」となかなか言い切れないのはそこでございます。

確かに、ふるさと振興公社という受け皿的な会社はあります。その振興公社が、十分それに

応えられるような資金力と技術力とスタッフ力があるのであれば、どんどんそういう形になるんですけども、そこが非常に悩みです。でも、だからできないでは話にならないので、そこをなんとか工夫する中で、議員のおっしゃっている方向に向かうように、これから最大の検討と努力を重ねていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 雇用の仕方など今お話をお聞きしましたが、雇用年齢はどうしても若い方とされがちですが、若い方の募集とともに、例えば、職場をリタイアしたばかりのまだまだ現役の方にお願ひすれば、しばらくは回転し、継続につながると思われます。条件が整備されれば、退職後に違った環境で町に関わっていきたい方の力を十分発揮していただくことで、中高年の就業率も高くなります。町も元気になります。

当事者の皆さんも、将来につながらない今の状況を大変苦慮されています。今後、高齢の皆さんが自発的に加工所を運営していくことは少し無理があります。ここで、行政のてこ入れをお願ひし、将来につなげていただきたいと考えます。加工所の働きやすい環境整備のため、直売所と加工所の経営を一本化することで、直売加工所の今後の発展と同時に飯綱町の地域経済の活性化にもつながると考えます。そのあたりを改めて町長にお伺ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お考えに全く異議はありません。同じ気持ちです。

実は、今月12月の広報に、町長と、関係の5～6人の皆さんとの懇談が、トップの記事として出ています。その中で、移住されてきた女性の方が、「食の技術、食の文化を知るためにチアさみずの皆さんのところへ週2回ぐらいお邪魔してきました」と。「感動しました。あの技術をこれからもつなげていきたい。だから私は、今WESTのとちのき食堂のお手伝いをしたり、また、自分で給食をつくって提供をしたりということをやって、飯綱町にもっと貢献していきたいというような思いでいっぱいです」というような談話をしました。

議員がおっしゃるとおり、外の人の風や、仕事を退職したけれどもまだ時間のある人が、ぜ

ひ、今のチアさみずのメンバーの皆さんがお元気で技術を伝承できる間にしっかり身に付けて、それをつなげていくという方向に向かって、町としても一生懸命取り組んでいくことをお約束いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） ぜひ、ご検討よろしく願いいたします。

それでは次の質問にまいります。10月執行の飯綱町町長、議会議員選挙についてお伺いします。コロナ禍でもあり、町全体も盛り上がり少なく、町議会議員選挙は合併以来初めての無投票という結果になってしまいました。住民の皆さまにとっては、選挙権が行使できなかったこと、そして、民意を反映するという選挙の根本的な意義もなくなり、あっけなく選挙戦は終わってしまいました。今回の状況を踏まえて、議会へ課せられたものは大きいと思っています。

そして、今回、町内各地の方から、農作業が一番忙しい時期の選挙はどうにかならないのでしょうかというご意見を頂戴いたしました。飯綱町合併に合わせた期日であることは承知していますが、気候も左右する繁忙期の選挙にはあまり力が入らないようです。秋の収穫を迎えるこの時期は、作業に集中できる環境が必要ということでしょうか。

地方自治法第3章にある選挙期日を見ますと、期日を定めるのは任期満了日前30日以内、選挙事由発生の日から50日以内との記載があります。また、議会解散特例法もあるようですが、地方議会でも解散はできるのか。その詳細というものはどういうものなのか。飯綱町の議員選挙の変更は可能なのかお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。議員から今お話のありましたとおり、公職選挙法におきまして、議会議員の任期満了による一般選挙、または長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日、当町の場合は議員、町長ともに10月29日が任期満了となりますが、この前30日以内に行うということになっています。当町ですと9月末から10月28日までに選挙期日を設定し、これにつきましては、選挙管理委員会が決定するということとなります。

お話にありましたように、現在、秋の収穫の時期と選挙期日が重なるわけですが、これ以外の時期に選挙を行うということになりますと、任期が変わる必要が出てくるかと思えます。地方自治法では、議会の議員の任期と長の任期は4年とされ、ご承知であるかと思えますけれども、このため、単なる任期の変更、延長、短縮はできないところです。

今お話にありましたように、長ですと辞職、議員ですと解散、こういったものがあれば任期が変わることはあり得ますが、仮にどちらか一方ということになると、また選挙の時期のずれというのも生じてきてしまうということになります。また、長の辞職、議会の解散ということになりますと、有権者や町民の皆さまに対して説明責任を果たしたり、一定の理解を得たり、それ相応の理由というものが非常に大切になってくるかと思えます。

いずれにしても、選挙委員会等におきまして、立候補される方と投票される方、それぞれの立場に立った選挙については話をしてみたいと思えます。

議会の解散というお話でしたけれども、議員については自主解散という制度もあります。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 飯綱町議会では、議員のなり手不足が議会改革の一つとされています。農作業のまっただ中にあっても町民の皆さまに注目していただけるように、住民懇談会など、広報・広聴の機会を増やし、興味を持っていただけるような議会を目指していかなければと感じました。

これで私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 中島和子議員、ご苦労様でした。

暫時休憩に入ります。再開時間は11時とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

◇ 樋 口 功

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位 2 番、議席番号 7 番、樋口功議員を指名いたします。樋口功議員。

〔7 番 樋口功 登壇〕

○7 番（樋口功） 議席番号 7 番、樋口功です。2 期目を迎えた議員としまして、新たな気持ちで住民福祉向上のため活動していく所存です。

通告に従いまして、順次質問します。質問項目が 8 つほどあります。1 項目 7 分程度の計算になりますので、お答えは第 2 次総合計画後期基本計画が今議会に上程され、資料の配布と概略説明がありましたので、特にこのことは答えたいというものに絞っていただければ幸いです。

さて、私は 4 年前の平成 29 年 12 月議会において、町が第 2 次飯綱町総合計画を着々と進めている中で、地域集落の活性化についての課題と対応策について質問しました。今日の新聞では、飯綱町自体の高齢化率が 40%を超えたという状況になっておるようですが、当時、多くの集落で 40%を超えており、限界集落の心配をせざるを得ない状況の中、集落と町の共働により持続可能なまちづくりを目標に、町は地域集落の自主的な取組を支援することとしていました。当時 5 つの集落で将来プランを作成し、中宿、横手の 2 つの集落で事業の実施がされていましたが、町長からは、全体的には遅れている感があるため、各集落での将来プランの策定を働き掛けていくとの回答があり、今日に至っております。

そこで、まず各集落における集落創生事業の現状について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、集落創生事業の現状についてお答えいたします。集落創生事業は平成 28 年度から実施をしております、現在の実施状況は全 50 集落のうち、計画の策定済みが 15 地区です。また、本年度新たに計画の策定作業を進めている東柏原組を含めると 16 地区になり、全体の約 3 割という状況です。また、計画策定後、事業実施まで進んでいるのは 14 地区という状況です。昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、集落創生事業を計画どおり実施できない地区もありまして、要綱上では事業実施期間を 5 年間としておりま

すが、期間の延長を認めるなど柔軟な対応をしているところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今お答えいただいたとおり、まだまだ実施されていない集落があるということが課題だと思います。集落創生事業においては、そもそも各集落の置かれた環境が違いますので、各集落の皆さんがそれぞれの集落の課題を検討し、将来プランを作成の上、事業を実施していくことが大切です。進捗の遅れている原因としては、集落にリーダーとなる人が見つからない、動ける人が少ないなどが挙げられると思います。

そこで例えば、隣接する集落は一体となってプランを作成し、事業の実施を行う方法で進めることも一方策かと思います。

さらに現在、町は地域担当制で町の担当職員を配置し、将来プランの作成や事業の実施をサポートすることとしています。これはこれで良いのですが、職員の方も主たる仕事があり、自ら担当集落に赴いてサポートするのはなかなか難しいと思います。地域担当制は例えば、一般行政上の問題や災害時などにこの制度をフルに発揮していただくこととしまして、地域創生事業については、先端として、例えば地域おこし協力隊を採用するなどにより、積極的に集落に赴いてリーダー的な行動で集落再生事業を行っていくほうが有効だと考えますが、これらについて回答を願います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結構なご提案をいただきました。最初の、隣近所の集落と一緒にどうだというのは、例えば、私のいる地区では平出・番匠、また四ツ屋・福井は東地区とか、川上地区、志賀地区とか、中心になる区と人口が少ない世帯数が少ない区が連携をして、その地域の活性化、ひいてはその集落の活性化に当たっていくというのは、一つの提案として非常に面白いと感じております。ぜひ、取り組んでいない地域にそういう取組を呼び掛けていきたいと思っております。

また、職員の地域担当制も極めて大事なことだと思っているのですが、もうひとつ伸び悩み

といたしますか、利用度が上がっていません。そういう点では、今回のような集落の創生事業の補助的な意味では企画の職員がいくらでも声を掛ければ飛んでいきますが、そうではなくて、何となく頑張っただけの日頃からやってほしいというような、不断に絶えることのない地域創生担当ということになると、やはりご案内の地域おこし協力隊の活用も非常に面白いと思います。実はカンマッセいづなにしても、今、町の中で活躍してもらっている地域おこし協力隊の人たちにしても、やはりそれなりの能力と意欲と面白いものを持っていらっしゃると思います。ぜひ、こういう人たちの力を借りるのも大きな一つではないかと思えます。旧村で1人ずつ専任を置くぐらいの考えで検討してみたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に進みます。社会的な現象である少子化の時代にあつて、自然増が見込めない中、社会増に期待することが重要であるということで、町はさまざまな事業展開をしてきました。しかし、本日の新聞に、2020年の国勢調査では5年前と比して5.6%人口減ということで、依然として1万300人を少し切るような町の人口が示されていました。

これは2020年ですが、2020年4月に人口増施策を専門に担当する人口増推進室が設置されました。これを機会に、令和2年6月の議会で人口増対策について、提案しながら質問をさせていただきました。まずはホームページに移住サイトを見やすい場所に掲載すること、その内容で特に空き家や町内外の不動産業者が扱っている住居情報、仕事の求人情報の掲載提案でした。町も真摯にこの提案を受け入れてくださり、現在多くの空き家を含む住居情報が掲載されています。

そこで、人口増推進室を中心とした、これまでの取組の内容と成果について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、具体的な取組とその成果についてお答えいたします。

まず、空き家、空き地の流通を加速することで移住者の取り込みを図るための、空き家・空き地バンクの新しいスキームを構築いたしました。昨年の6月から156件の空き家情報が寄せ

られまして、15件の売買または賃貸の成約に至っているところです。また、移住を総合的にサポートする移住定住支援サイトを構築しまして、閲覧数が前年度の5倍になるなど、非常に多くの方に見ていただくサイトになっております。

また、原田地区の町営住宅につきましては、本年度末までに2棟4戸が竣工して合計で5棟10戸になる予定でございます。原田地区の宅地分譲ですが、5区画中4区画が売却済で、残り1区画についても購入の申し込みを受けており、完売間近の状況です。

町長の初日のあいさつでもありましたが、今年度の住民基本台帳における人口移動の速報値ですと、10月末の時点で転入者が146人、転出者が138人で8人の転入超過となっております。これは昨年度の同時期に比べると50人ほど改善している状況です。また、過去3年間の人口移動で特に特徴的なのは、これは前回の議会でも説明いたしましたが、子育て世代の転入超過が非常に多く、9歳以下の世代が71人の転入超過、30歳代の世代につきましては、49人の転入超過ということで、子育て世代の方に多く転入してきていただいている状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今、回答がありましたとおり、町はこれまで、若者世代を対象としました住宅・宅地等の提供など、さまざまな補助や助成を行ってきました。さらに今年の4月から企業向け社宅建設に対する助成制度もできました。

また、今年の4月に旧三水村地区が過疎地域に指定されたことを受け、6月議会において過疎地域対策事業について質問をしましたが、町長からは人口減少をいかに抑えるかが過疎脱却のキーポイントであり、町の立地条件からも住宅施策を徹底したい旨の回答がありました。例えば、赤東地区は高速道路のインターチェンジや新幹線の駅から飯綱町の中でも最も近い地区であります。まさに、町の東の玄関口です。現在、道路の拡張工事も行っていますが、そのような地区に新規住宅を建設することも効果的な人口増対策だと思います。このことは、議会初日の町長のあいさつの中にも三水地区にこういう住宅を建てるお話がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

このようなことを含めまして、今後、特に行っていきたい重点施策について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。人口増の関係の重点施策でございますが、移住希望者の多様な住宅ニーズに対応するために空き地・空き家バンク物件の充実を図るとともに、優良な賃貸住宅を確保するために、町長からのあいさつもございましたが、計画的な町営住宅の建設を推進していくことになるかと考えております。

また、議員からございました民間アパートの建設を支援する、新たに制定した民間賃貸住宅等建設補助金につきましては、今のところ申請はありませんが、問い合わせは非常にたくさん来ている状況です。民間活力による賃貸住宅整備の支援は今後も重要であると考えておりますので、補助制度の広報をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

またソフト面では、移住前後を総合的にサポートする体制の構築や、移住体験ツアーなども来年度検討してまいりたいと思っております。人口減少対策については、住まいの提供のみならず、仕事、教育、医療、福祉など、総合的なパッケージとして町の魅力を向上させる必要がありますので、人口減少対策プロジェクトチームを中心に、各課横断的に人口増対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 先ほど、人口流入のお話で子育て世代及び子どもたちの流入が増加している旨のお話がありました。非常に喜ばしいことでもあります。このことは、過日、子育て世代が移住したい町ランキングで町が全国で9位に入ったことを示すとおり、さまざまな子育て世代支援の実施が実態として町内外から高く評価されていることを示していると思えます。

そこで、安心して子育てのできるまちづくりについて質問します。まず、子育て世代支援施設の現状と利用者の満足度について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） それではお答えいたします。利用状況と利用者の声ということで、本

年5月10日に開所しました飯綱町子育て世代支援施設の利用状況でございます。コロナウイルス感染症の影響で一時、入所制限などの対応を取っておりますけれども、10月末現在で、子育て支援センターが累計2,203人、1日当たり平均19人の利用となっております。ワークセンターにつきましては、登録者数が99人で、延べ利用者が520人、託児を利用した子どもが延べ495人となっております。

また、利用者の声ですが、アンケート調査や先月開催しました子育て世代支援施設運営委員会などで聞いておりました、次のようなご意見をいただいております。まず、子育て支援センターでは、「施設が木材をふんだんに使っていてきれいで気持ち良く、リラックスできてよい」「子どもが安心して遊べる施設で、雨の日など外遊びができない日の遊び場として大変ありがたい」「ママ友ができて大変うれしい」などです。またワークセンターでは、「キャリアカウンセリングの丁寧な相談が受けられた」「託児が1回100円という料金で大変うれしい」「子どもと離れて集中して仕事できた」などの感想やご意見をいただいております。なお、要望もいただいております、「土日も開館してほしい」「閉館時間の延長も検討してほしい」、それから「お父さんはなかなか平日の利用ができないので、父、母、父母で参加できるような土日のイベントを増やしてほしい」などのご意見をいただいております。

施設の運営については、スタート当初から今年度の利用状況、また利用者の声を聞く中で、多くの方に利用いただけるような施設となるよう改善を図っていくこととしておりますので、しっかり検証を行い、利用者の声をしっかり反映させてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 過日、福祉文教常任委員会では今年5月に開設しました子育て世代支援施設を視察しましたが、従事しておられる方々が、ほんの些細なことにもきちんと対応しておられること、あるいは常に前向きな考えで行動しておられることに、非常に好感が持てました。このようなことも利用度の高さにつながっているのではないかと考えております。

次の質問です。先ほどワークセンターのお話がありましたが、何か付け加えることがありましたら、2番の育児や介護をしながらの女性の雇用状況について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 働く女性への支援といいますが、ワークセンターの利用状況等の中で、企業とのマッチングイベントなどを積極的に行っておりまして、就労を希望される子育て世代の女性に対して支援を行っています。これまでワークセンター事業を通じまして、51名の方が新たに就労につながっております。また、本年度も20名の方の就労のお手伝いをさせていただいておりますことを付け加えさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） さて、当町における公共交通として、大きくはしなの鉄道北しなの線、それからバスの長野電鉄牟礼線、そしてiバスがあります。町が将来にわたり住みやすい環境であるためには、たとえ経営状況が厳しいものであっても利便性を追求しつつ、できる限り町の支出が少なくなるよう工夫し、これら交通機関が存続するよう平成30年6月議会で公共交通の現状を踏まえた今後の方向性について質問しました。

そこで、公共交通について質問します。まず、iバスと長電牟礼線のバスの利用及び予算決算状況について簡単にお答えいただけますか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、令和2年度のiバスの利用実績ですが、定時定路線バスが約1万2,000人、予約型のデマンドワゴンが9,000人ほどでございます。昨年度、定時定路線バスは前年度より10%上昇いたしましたが、デマンドワゴンは10%ほど減少しております。デマンドワゴンについては、コロナウイルス感染症の影響で通院が控えられたことが影響したと考えております。また、iバスの決算額ですが、約4,800万円を運行費補助金として支出しております。本年度のiバスの運行費補助金の予算額は4,880万円です。

続いて、令和2年度の牟礼線の利用実績ですが、約9万9,000人でございます。1日当たりに換算すると270人ほどになります。こちらにつきましては、やはりコロナウイルス感染症の

影響で前年度と比較して 25%減という状況です。牟礼線の令和 2 年度の決算額は 1,260 万円ほどを運行費補助金として支出しております。本年度の牟礼線の運行費補助金の予算額は 2,400 万円となっております。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7 番（樋口功） 平成 30 年 6 月の議会で町長は、町における公共交通の必要性について、「公共交通としての足を確保せずに町の発展は考えられない」と答えられております。また、費用対効果の関係をおっしゃる方もいますけれども、費用はそれぞれ運営会社、あるいは長電に払う額とすれば、効果は移動する人の足として数値に表せない利便性です。この利便性を求めている町民が少なからず存在する限り、運行を継続することが町民の生活を守る町の責務だと思います。ただ、繰り返しになりますが、町の支出はできるだけ抑える工夫をしながら、これからも i バスや長電のバス運行を存続していただきたいと思います。

現在、i バスコネクトの実証実験が継続されています。この路線が常設されることを期待するとともに、平成 30 年 6 月議会の私の質問に町長から、牟礼駅から先の観光地等へのバス運行について、電車を降りた後の第 2 次交通をきちんと確保してあげて、一概に観光客とまでは言えないけれども、交流人口と思われる皆さんのご利用も意欲的に考えていかなければならないと回答がありました。このことも含め、公共交通全体がさらに利用される方策について質問をします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、人口減少に伴いまして公共交通の利用者は減少していくことが予測されますが、一方で高齢者や子どもたちの生活を支える公共交通の必要性が高まっているのも事実でございます。町は、町民に不可欠なセーフティーネットとしての地域公共交通の維持、活性化の強化が必要だと考えているところです。

まず、議員の提案のとおり、デマンドワゴンの運行につきましては、満足度という観点で運行を検討してまいりたいと考えております。デマンドの利用者は車を自分で運転することがで

きない高齢者が主ですので、i バスヘルパーなど高齢者が利用しやすい運行について研究していくことが必要であると考えております。また、牟礼線につきましては、200 円で行けるといいう高齢者にとって有利な「IIZUNA であるきバスカード」がありますので、こういったカードの有利性や便利な使い方を高齢者に PR して、利用者の増を図ってまいりたいと考えております。それから、土日祝日に牟礼駅と観光地の拠点を結ぶ i バスコネクトの実証実験を行っておりますが、現在のところ利用者は少ない状況です。そこで、今この i バスコネクトは予約制で運行しているわけですが、運行方法や運行ダイヤなどの変更を検討して利用者の増を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7 番（樋口功） これは要望になりますが、現在、町から長野駅までのバス運賃が 750 円です。

この場合、町は 70 歳以上の方の運賃が 200 円ということで、非常に広域の中で町長が苦勞されて、こんなことが実現しております。できれば、しなの鉄道料金と同程度にするか、あるいは 70 歳以上という年齢制限を下げるなどして、値下げした場合と現行の場合との比較シミュレーションをして、町の支出がどのぐらいの差があるかなどを検討していただいて、さらに利用が増えるようになるといいと思っております。

さて、通告してありませんが、11 月 27 日の信毎朝刊に、「しなの鉄道乗り継ぎ割引廃止へ、ダイヤ全面見直し、無人駅拡大も」とありまして、しなの鉄道が新型コロナウイルス感染拡大に伴う収入減少に対処するため、新たな改善策を発表した旨、そして同対応の詳細、沿線首長のコメントが掲載されておりました。2023 年 4 月から乗り継ぎ運賃の廃止に伴う運賃の引き上げや沿線駅の無人化で、牟礼駅も 2022 年 4 月から土日がその対象になるとのことです。峯村町長のコメントは、しなの鉄道が生き残るためには避けて通れない。町民の貴重な足、通勤通学に支障が出ないような対応を望みたいと注文しまして、土日に使う観光客も結構多いので、町として人を置けないかについて考えたいとありました。記事の内容で町長のコメントについて理解できますが、付け加えることがありましたらよろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 過日、しなの鉄道沿線の首長が全部集まりまして、そのような説明を聞いて、しばらくたってから信毎であのように掲載されました。基本的に私は、しなの鉄道も三セクではありますが民間の鉄道会社なので、沿線の自治体もしっかり経営に協力していくという姿勢を持っていかないと、会社だけでやれというのは非常に厳しい経営状況に陥っていると思います。コロナが大きく経営の足を引っ張っているようになったのですが、コロナがかなり回復してきて、全然戻ってこないという厳しい状況です。

お尋ねの土日の駅の無人化については、しなの鉄道が月 20 万円の委託料を払うので駅員を置いてくださいと。でも 20 万円ではとても足りないので私どものほうで上乘せしてやっているのですが、しなの鉄道は土日分を見ないということで、それを 4 万円減らすということになります。しかし、町の負担が大きくなるけれども、今までどおりにやろうとすることについて全然異論はありませんというのが、しなの鉄道のスタンスです。今、駅員さんを 15 時間置いているのですが、そのようにやっていくのがいいのか、もっと効率的な駅員の配置ができないものか、検討をしているところです。

観光協会も、牟礼駅をうまく使って、60 歳のご夫婦に記念に降りてもらって写真を撮ってもらうようなことを来年の春からやりたいということで今進めておりますし、いろいろな要素を組み合わせる中で、牟礼駅に降りたときに、土日であっても活気があって駅員さんもちょうどご案内してくれるというような体制を取っていききたいと、基本的には考えております。

ダイヤの改正についても、通勤通学に障害にならないような対応をお願いしているところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7 番（樋口功） 牟礼駅前整備につきましては、平成 30 年 3 月議会で、牟礼駅は飯綱町の玄関であり、それにふさわしいように整備の必要性を質問しましたが、ロータリーの整備がなされ、町のきれいな玄関になりました。今後は、難しい面もあるでしょうが反対側の傾斜地整備の検討をしていただくことになろうかと思えます。

駅前から栄町商店街は、立地条件を考えれば商店街としてもっと発展してほしいと思います。他の集落からすれば、駅前住宅地域としてうらやましい限りです。平成30年12月議会で町の商工業の現状と今後について質問しました。町長は、「元気な町のバロメーターは商工業の発展と認識、そのための施策を検討する」旨、回答されました。その後、町においては、商業者支援制度や空き家店舗改造費用の助成継続がなされました。また、現在これらの制度を活用した出店者やシェアハウスが現れつつあるようですが、駅前商店街等の活性化について、まず、新規出店等の状況について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。町内における新規出店の状況は、創業・起業に対する支援制度を開始して以降、現在把握しているものとしては16件ございます。そのうち、栄町商店街への出店につきましては平成26年と平成30年、令和2年と令和3年の各1件ずつの計4件という状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 少しでもにぎわいのある商店街づくりには、地元商店街はもとより商工業者団体の飯綱町商工会などとタッグを組んで、例えば空き店舗や貸店舗に利用の可能性がある建物のリストを作成し、出店希望者の相談に対応できる仕組みづくりを急ぐ必要があると思います。このことも含め、新規出店等増加などの活性化に向けたさらなる施策について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。第2次総合計画後期基本計画におきましては、既存の商店街のにぎわいの再生、事業継承や新規事業の立ち上げに対するサポート強化を課題とし、その施策として、歩きたくなるまちづくりの推進を掲げております。具体的には、創業支援、空き店舗等の活用など、補助制度のさらなる情報提供を図り、事業継承等に関する講座を具体的に開催するなど、商店街のリーダーや商工業の後継者育成を商工会とともに支援

していきたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症で中止となっていた商店街の活性化に向けたイベントなどの開催によるにぎわいの創出や、民間活力による買い物のしやすい環境づくりを推進して地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。

併せて、ただ今、議員から提案のありました、地域の方や商工会と協力しながら空き店舗の情報を取りまとめ、創業を希望する方などへ情報提供ができる体制や、にぎわいを再生するための事業継承や新規事業の立ち上げに対するさらなる支援策を検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 飯綱町は農業が主幹産業の町です。特に、りんごやももなどの果実、お米などは品質の誇れる産物で、町外から高く評価されているところです。しかしながら、町全体の農業所得が減少傾向にあります。この原因は、離農者の増加や総生産性の減少です。農業従事者の高齢化により離農する人、あるいは規模を縮小することが大きな原因だと思います。これを解決するためには、家族の事業承継なども考えられますが、さらには新規就農者の確保が効果的と考えます。そのため、町は「信州いづなりりんご学校」などのさまざまな取組で、直接的あるいは間接的に就農者を求めているところです。

まず、質問します。新規就農の現状についてお答えください。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。過去5年の新規就農の状況につきましては、後継就農者などを含め、町から補助金が出ているものが11世帯ございます。年平均2世帯の新規就農の状況であり、おおむね目標どおりの確保ができています。

一方で、町の農業を維持・発展させていくためには、さらに多くの担い手を確保していくことが不可欠な状況ですので、引き続き就農者を確保する取組を強化していくことが重要と考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 新規就農希望者にとって、飯綱町で農業するには、まず農業で生活ができるか、住む所はあるのか、農地はあるのか、研修制度はどうなっているのか、支援制度はあるのかというごく当たり前の疑問が解決されなければなりません。この当たり前のことが、説明会などで説明できなければ、飯綱町の新規就農者はこれ以上多くは見つからないだろうと思います。

中山間地での新規就農者が増えている例を1つご紹介させていただきます。愛知県東部にあります新城市、ここは飯田市から下った所ですけれども、その8割が中山間地で昔から稲作が盛んな地域でした。今では、ほうれんそうやとまとなどの野菜作りが増えており、これを支えているのが新規就農者で、とまと作りでは生産者の半数以上の39戸が新規就農者です。500メートルの高地では、稲作に替わってとまとが栽培されています。その1人は、名古屋就農フェアに参加し、とまとを20アール作ればこれだけの収入になりますと具体的な数字を示してくれたのは新城市だけだったため、そこに就農したということです。新城市は就農フェスタや就農相談会で、就農希望者に具体的な数字を示し、もちろん農業の厳しさも伝えます。そういうことで、覚悟を持って就農してくる人が多く定着されているようです。

その資料というのが、経営指標、経営開始イメージというものでJAが作成し、これには例えば、とまと栽培20アールを想定し、農業所得、生活費、その他の支出を差し引いた収支残高が示されます。これは貯金になってもいいお金です。そして、農林業公社という組織がありまして、ここで農地と住居をあっせんしてくれます。地域の組織が得意分野で連携することで、研修生が農業にも集中できる環境を整えているということです。

ぜひ飯綱町の就農相談等でも、このような具体的な数字を示して、りんごはもうかりますよということを示していただければ、それでは作ろうかと、私の隣の空き地にそういう新規就農者が増えるかもしれません。よろしくお願いします。

もう一つ、うちの息子は都会に出て生活している、もう帰ってきそうもない、農業は私の代で終わりという人が多いのではないのでしょうか。ですが、後継者を自分の息子などの親族と固

定せず、農業をやりたい親族以外の就農志望者も加える時代だと思います。町にはこのような後継者不足により規模の縮小、あるいはできればすぐに離農したいという高齢者はどのくらいいるのでしょうか。そして、やりたい人にやってもらいたいと考えている人はどのくらいいるのでしょうか。そういう実態調査を行うことも、新規就農者を増やす上で必要ではないでしょうか。行政、JA、農業委員会、農業特定団体等との協力で、新規就農者の増加を期待しているところです。

もう一つ、昨日、隣の長野市の第二期農業振興アクションプランの新聞報道がありました。これは80ページにまとめられており、パブリックコメントを求めているということでした。当町での重要な課題でもある農業振興についても、それに特化した、さらには具体的な行動計画を作成する必要があるかと思います。その方向で検討していただきたいと思います。

そのようなことで、新規就農者を増加させる方法がほかに何かありましたらお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、非常にいいご提案をいただきました。確かに、町でも新規就農者に対して説明会やいろいろなことをやっているのですが、こういう研修をして、こういう訓練をして、こういうふうにすればちゃんと生活していけるとあやふやで、りんごの安いときもあれば高いときもあればという標準的な意味のものです。

JAさんでも営農計画書で、米を2反歩、りんごを60アール、ももを20アール作った場合の収入はこのくらいになるという試算があるのですが、その試算どおりに動いているとはおよそ思えない、そこが大きなネックだと思います。その辺りを私どももJAさんとしっかり深く踏み込んだ営農収入計画を立てていきたいと思っています。おっしゃるとおりです。

そして、さすが長野市です。この農業振興計画は、うちも福祉計画、何計画というように、ぴしっと作っている中では、飯綱町の農業振興計画をもう一回練り直して作らなければいけないと思います。そこに新規就農者の話も当然出てくるだろうし、担当課とこれから話す中で、基本方針ともなるべきそういう計画に基づいて、着々と進めていくような段取りで取り組んで

いきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今後もより多くの方が飯綱町を知って訪れ、将来的には住んでもらえるように、町の魅力を町内外に広く発信することが大切です。さまざまな方法があるかと思います。そこで、情報発信の推進について、さらに町の魅力を地域内外に発信する方策について質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。飯綱町の情報を町内外に発信するため、町では広報紙やホームページなどさまざまなツールを用いて情報発信をしているところです。町は本年度からプレスリリースに力を入れておりまして、イベント等の情報についてはインターネットを通じてマスコミ等、約 300 社に一斉に配信をしているところです。このことにより、マスコミに取り上げられることが多くなり、特にウェブへの掲載記事が増えている状況です。

また、新たな取組として、町は、欲しい人に欲しい情報を町から発信する、いわゆるプッシュ型のメディアの導入について、これから研究をしております。県内でも LINE を活用し、住民など一人一人のニーズに合わせた情報を配信している自治体がございますので、住民の方が利用しやすいメディアを研究していきたいと考えております。

町は、情報発信の重要性を認識しておりまして、今後も多様な媒体を使った効率的で効果的な情報発信に努めながら、町内外の人に町を PR していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に移ります。例えば、電子申請あるいはマイナンバーカードを利用した諸手続きなどは、事務の効率化や利便性の面からも、またペーパーレスや押印の省略などと同時に官民ともにさらに必要不可欠なものとなっていくものと思われまます。既に全国を見れば、先進自治体とそうでない自治体との差が大きくなっているようです。わが町もできる限り早めにさまざまな場面での活用、促進を図るべきと考えます。

そこで、デジタル化の推進について質問します。まず、電子申請手続きの現状、あるいは今後どのような方向になっていくかを簡単にお答えいただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、現在の電子申請の状況ですが、子育て関係の9手続きが電子申請をできるようになっております。しかし、広報等の不足で、本年度は電子申請による手続きはない状況です。来年度はさらに電子申請ができる手続きを拡大する予定で、介護、子育て関係等27手続きのオンライン申請を検討していきたいと考えております。

町は電子申請手続きの拡大に合わせて、オンライン化に向けたシステムの改修を来年度に向けて検討しており、この改修は電子申請の受け取りから処理までを最適化するもので、行政事務の効率化が可能になるものです。この電子申請をするためには、マイナンバーカードが必要となります。現時点の本町のマイナンバーカードの交付率は約30%という状況です。できるだけ多くの方に、マイナンバーカードを持っていただく取組を同時に進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） デジタルデバイス機器の導入をしていくようですが、未来志向に立った利用性が期待できる大きな施策だと思います。例えば農業をやっている人がこれをどう活用できるのか、そのような便利なものを質問したいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、このDXの関係ですが、デジタル技術を活用するその最大の目的は、住民サービスの向上や安全なまちづくりを進めることです。次に、スマート農業などデジタル技術による産業振興を含めた地域の活性化を図ることです。また、行政分野では、デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上に向けることができるようになると考えております。

後期の基本計画の中に、このデジタルデバイス関係が記載されていますが、その中で LPWA という、少量の電力で広範囲の通信を実現する通信方式がありまして、その LPWA 技術を活用する地域 Wi-Fi 網を町内に構築して、この技術を活用したデジタルデバイスの導入について、現在研究しているところです。簡単に言いますと、各地域にセンサーを設置しまして、そのセンサーの情報を通信費がかからない地域 Wi-Fi によりパソコンやスマートフォンに伝達するようなシステムを今、研究しているところです。具体的には、例えば山の中に仕掛けたわなの作動状況をセンサーが感知して、それを猟友会や役場に通知する獣害対策や、積雪量をセンサーで感知して除雪指令を行う積雪監視や、今ゲリラ豪雨などが非常に増えていますが、河川の水位をセンサーで感知する河川の水位監視などです。

また、公共だけではなく民間にもこういった技術を開放できればと考えておりまして、水田の水位や水温をセンサーで感知する水稻の生育管理、そういったものにも応用できるのではないかと考えているところです。

この LPWA 技術を活用したセンサーによる監視システムというのは、県内では初めての導入となり、非常にランニングコストが安価でさまざまなシーンで活用が可能と考えております。町は、気候変動による災害リスクの増大や人口減少社会、少子高齢化社会など直面する課題がありますが、そういった課題解決の一つとして、この地域のデジタル化を図ってまいりたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今回の後期基本計画は初日の町長のあいさつにもありましたが、第2次前期基本計画の実施状況を踏まえ、全体的な計画や各取組が明確化されたと思います。グラフや図などの活用でさらに理解しやすいものとなっています。さらに SDGs などの関連付け、社会の新たな要請をも考慮したものとなっています。

これまで私は、職員の方が建物や設備や、そういう工事の進捗具合、あるいは受け入れ側との交渉などにおいて休日にもかかわらず現場で働いている姿を幾度となく見てきました。そのような責任感を持って仕事を続けていただいた結果、前期基本計画はおおむね順調に推移した

のではないかと思います。ただ、残念なことに計画に掲載されています住民の皆さんの満足度、これは必ずしも高いものではありません。もう少し高い評価をしていただいてもよかったですのではないかと考えております。どのようなアンケートを行ったのか、どういう結果になったのかも含めまして、この満足度調査はさらに工夫する必要があるのではないかと考えております。

いずれにしましても、後期基本計画においては、目標に向かって町と住民の共働で事業が進んでいくことを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◇ 中 井 寿 一

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。よろしくお願ひします。何分、初めてですので、皆さまのご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。マスクを取らせていただきます。

飯綱町の教育環境は非常にいいと聞いていますし、実際に私も見ましたが、非常にいい環境で子どもたちは育っていると思ひます。1クラスが大体14人から28人と20人前後で、非常に先生からしても教えやすい人数だということを知っています。また、社会見学についても、周辺のところでは年に1回ぐらいですが、飯綱町の場合は年に数回、思い立ったらすぐに行けるというぐらいの状況で、子どものうちからいろいろな人と触れ合う機会があつて、非常に教育環境としてはいい状況があると思ひます。

さらに、予算の関係でも、ある市の学校では、バケツを1つ買うのに最大半年も待たなくては行けないところもあるそうで、それに比べて本当に子どもたちは幸せだと感じております。

そこで、今回は牟礼小の方ですが、1学年の数がちょうど35名を切るか切らないかになるそうで、県の基準に従えば35人で1クラスになってしまいます。飯綱町では特に明確な基準はないのですが、今までの実績を見ていると、何とか加配を付けてもらえるかどうかと先生が心配していました。先生にとって教えやすいのはもちろん、子どもにとっても非常にいい環境なので、その辺を町として、今後もとてもいい教育環境を続けていってもらえるのか、もっと良くしてもらえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今のご質問のように、クラス数、それからそれに配当される教員の数は県の基準で決まっております。長野県は全国に先駆けて35人学級を実現しているのです、35人を超える、つまり、36人以上になると2クラスになり、県のほうから教諭を2人派遣してもらえるということになっています。

ただ、現実として、小学校1年生が35人だから1クラスとなった場合に、やはり1年生ですし、教室もすごく狭くなってしまって、担任の先生のご苦勞もあると思うので、そういうことに関しては、今までも飯綱町で町独自の支援はしてまいりました。しかし、35人でぎりぎりだから、いつも町費の先生を雇って2クラスをつくっていくのがいいかどうかはまた別の問題だと思っています。子どもというのは、大勢の中で共に刺激し合って学び合うことが大事ですので、小学校1年生のときに35人でしんどいときは、1年生と、場合によって2年生は町費で2クラスにし、3年生になったら1クラスに戻す。または、クラスは35人でそのままにしておいて必要に応じて支援員を付けていくなど、状況に応じて町としては対応しております。

ただ、三水第二小学校と三水第一小学校を統合するに当たっての激変緩和ということで、今、三水小学校は、4年生以上は町費の担任を付けて2学級としておりますが、これは例外的な措置でございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） ご回答ありがとうございます。今、やはり35人は県の基準でそれが適正と

いう話でしたが、私個人としては20人でも多いくらいだと思っています。人数が多ければ多いほど先生と子どもが会話する機会がなくなってしまいます。集団行動うんぬんの前に、個性や人格を育てるということにおいては、やはり先生と子ども、大人でもいいのですが、大人と子どもが話す機会をもっと増やせたらと思っています。

もちろん人数が減るということは、それなりに授業の方式を変えていかないといけないなどあると思います。また、その辺からすると文部科学省の規範からも少し外れる話になると思いますが、文部科学省は過去を見て決めています。我々は未来を見て、子どもをどう育てるべきかを見て、せつかく今、飯綱町はとてもいい環境なので、ぜひこれを続けるだけではなくて、もっといい環境になるようお願いしたいと思っています。

次に(2)になります。私もいいと思っていますが、世間から評価が高い証として飯綱町のいい教育環境を求めて移住してくださる方がいます。しかし、中には、適当な住居が見つからずに断念してしまったという話を聞きます。大変残念なことです。例えて言えば、パン屋で100個作りました。即日完売で大変いいのですが、120個作って全部売ればもっともうかるわけです。もうけるわけではないですが、機会損失という点では、非常に損失は大きいのではないかとと思っています。

特に、お子さまを連れている方はもちろん働き世代です。サラリーマンなのか自営業なのか分かりませんが、働いてたぶん町に税金も落としてくれる。そういう若い世代が増えれば、若いというだけでそのまま町の活性化にもつながる。本当に若い世帯に移住してもらうということは、町にとってとてもありがたい話だと思います。

実際問題として、先ほど空き家バンクに150件登録があつて、十何件成約に至ったということですが、空き家だけではなくて賃貸も、今、三水地区に建てる計画があるとお聞きしました。飯綱町は長野市の衛星都市のような位置付けになっていますので、長野市から通える一番近いところはやはり牟礼地区側になりますので、こちらにもぜひお願いしたいと思っています。

この教育環境を求めてくださる親御さんにとって住みやすい場所の提供ということで、今後の町の対応をお聞きしたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 住宅環境を含めて移住したい人たちの受入体制ということは、大きな町の課題として取り組んでおります。

特に、町の売りとしては、認定こども園の大地などもそういう意味でそうですが、非常に大地の教育や保育、幼稚園がいいと、都会から移住されてくる皆さんも現実にいらっしゃいます。飯綱町の義務教育、また一貫した高校まで含めた教育のバックアップ体制や環境が非常にいいというのも売りの一つだと思っております。

議員ご指摘のように、そういう環境を整えていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） ぜひ、牟礼地区にも住みやすい賃貸住宅をお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。2番は小学校の防犯体制です。先日、牟礼小学校を訪れたときに少し違和感を感じました。改めて議員の目で見たところ、何が違うのかと思ったのですが、受付がありません。三水はもちろんありますし、長野市内の一般の高校は大体受付がありました。ところが、牟礼小学校はありません。そうすると、先日報道があったように、不審者が入ってきて分かりません。もちろん、2階に教員室があるので見ていけば分かるのかもしれませんが、見とがめられずに入れてしまうことに不安を感じた次第です。

もちろん、構内外、外の安全も大事だと思うのですが、この辺の小学校の不審者侵入対策について、お考えを聞かせていただけたらと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 牟礼小学校の防犯対策ということですが、議員のおっしゃるとおり、牟礼小学校の事務室や職員室が2階にありますことから、三水小学校や飯綱中学校とは危機管理の面でリスクが大きいことは認識しております。牟礼小学校の校舎につきましては、昭和47年に今の校舎となっておりますが、50年近くその配置等には変わりございません。

この間、ご承知のとおり、平成13年に大阪府の池田小学校で不審者の侵入によりまして児童が亡くなるという痛ましい事件が発生しています。当時、全国的に学校の危機管理について注目されますとともに、事件を受け、全国の学校で危機管理マニュアルの作成が義務付けられております。

当町の小中学校におきましても、危機管理マニュアルの整備とともに、毎年全職員によりますマニュアルの確認と、定期的な訓練を行っております。同時に、児童生徒に対しましても、非常時の行動の確認と訓練を行いまして、危機管理意識を高めておるところです。危機管理につきましても、起こったときの対応も重要でございますが、それ以前に未然に防止できる対策を取ることが最も重要であることは十分認識しております。

現在、町内の学校は、牟礼小学校に限らず三水小学校や飯綱中学校におきましても、いつでも誰でもどこからでも敷地内に入ることができる構造となっております。敷地周りの塀などの設置や、防犯カメラ、非常時の防犯ブザーの設置など、対応策は限りなくあることは認識しておるところです。

一方で、外部との接触を避けた閉鎖的な学校運営から、地域と連携し、地域住民の参画により地域全体で子どもの成長を支えていこうとする「地域学校共同活動」が全国的に広がっておりまして、当教育委員会でもコミュニティスクールの設置をしております。同時に、コーディネーターを独自に配置して、地域住民によります登下校の見守りや、学校行事や農業体験の補助など、地域と学校の連携を深めておるところでございます。今後、学校職員の危機管理意識はもちろんのこと、地域の皆さんの目、学校を見守る意識の高揚などの啓発活動を積極的に行うとともに、侵入防止など施設設備の充実も状況に応じて図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今、マニュアルがあつて訓練や意識の改革をされているというお話をお聞きしましたが、残念ながらマニュアルで侵入者を防げるとは思えません。実際に、牟礼小学校について言うと、受付を設けるスペースがないのは確かです。また、受付があつたとしても、そこに人を配置しなくてはいけないということで多大な予算がかかることも考えられます。

そこで、一応提案ですが、まず早期発見です。今、全く監視体制はないところですので、早期発見をできるように、防犯カメラなり何なり、また、カメラの映像を複数の箇所で見、常時でもないですが、誰かがモニターできるような環境をつくっていただけたらと思います。ぜひこの辺の検討をしていただけるでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員からご指摘いただいた防犯カメラを設置するかについては、すでに町内に3か所ほど、人があまり通らず高校生や中学生が暗くなってから帰るときに危ないところには防犯カメラを設置しました。ただ、学校内に防犯カメラをすぐ設置するかというと、そこはプライバシーの問題や人権の問題などがいろいろあって難しいところがあるので、やるとしても十分検討はしなければいけないと思っています。

先ほど、次長から防災マニュアルや防犯マニュアルを作って対応しているというお話を申し上げましたが、学校では年に3回ほど避難訓練をいたします。1回は地震、もう一回は火災、もう一回は不審者対応と、目的を分けて避難訓練を行っております。

不審者対応のときの避難訓練ですが、それは日頃から、もし何かあったら、どう連絡体制を取るか確認します。第一発見者はどこに連絡するのか、それから各学校には刺股なども設置してありまして、職員はどう動くのか確認します。防犯訓練を通して子どもたちや教職員が、もしものときに備えて防犯意識を高めたり、子どもを守るための体制づくりをしているところでございます。

安全対策はやり出したら切りがないのですが、やり過ぎると、結果として学校を閉鎖的にし、外部の人に対して排他的な対応をせざるを得なくなっていくと思います。それは飯綱町の学校教育が望んでいることではないので、先ほど次長も申し上げましたけれども、学校の中だけではなく、地域の目にもお助け頂きながら子どもたちの命と安全を守っていければと考えています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） ありがとうございます。開かれた学校というのは大変いい考えだと思います。

今、問題としているのは、学校への不審者の侵入についてです。いくら訓練をしても、全く監視体制がなければ発見が遅れるのは否めないことだと思います。例えば、具体的に言えば、1階の1年生の部屋で悲鳴が上がって初めて学校が気付くということも考えられるわけです。ですから、やはり何らかの監視手段を、もともと防犯カメラはプライバシーに配慮して通常は公開しません。事件が起きた場合だけ公開という規定もたぶんあると思うのですが、プライバシーに配慮するばかりではなく、やはり子どもの安全です。特にこの場合、小学校の不審者の早期発見について考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員からいただきましたご発案につきましては、また、学校運営協議会や学校、町等とも定例の教育委員会などで話題にして論議し、どうすればいちばんいいかをみんなで考えながら検討してまいりたいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

○2番（中井寿一） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開時間は1時35分とします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時35分

◇ 伊藤 まゆみ

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

[13 番 伊藤まゆみ 登壇]

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして順次お聞きしてまいります。

まず、3 期目のスタートに当たっての、町長の公約・施政方針についてお聞きいたします。今回は町長選挙と議会議員選挙が同時に行われたわけですが、町長選挙は前回に引き続き 2 回目の無投票、議員の選挙につきましては、私は 7 回目の選挙でしたが、初めての無投票ということで大変ショックを受けております。

また、今回、改選後初めての議会での一般質問が 4 人ということで、これについても少なからずショックを受けています。

そこで町長にお聞きしてまいります。開会のごあいさつの中で、この 4 年間についての町政を進める上での基本的な方針や主な施策等についてお聞きいたしましたが、第 2 次飯綱町総合計画の後期計画が策定中であり、三水地域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎新法の対象となるなど、これからの町政をどう進めていくのか、期待が高まっているところです。選挙公報が発行されなかったため、町民にここはきちんと示して、文字で残しておくことが大事であると考えます。

まず、3 期目のスタートに当たっての公約・施政方針をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） それは開会のごあいさつでしっかり申し上げたつもりですが、改めてお聞きですので、答弁をさせていただきます。

無投票という選挙結果を踏まえて、基本的な方針としては、多くの皆さんや団体に直接お話を聞くような機会をつくって町の方向をお伝えしたり、皆さんのご意見をお聞きする中で、町政を進めていきたいというのが基本的なスタンスです。なぜかといえば、もっと政治に関心を持っていただきたいということです。今の峯村町政ではもう駄目だと、もっと新しいセンスや考え方で町政をやっていかなければ、後れを取ってしまう。だからという人がどんどん出てく

るように、そういう人たちを育てるような4年間にしていきたいという考え方です。

具体的な行政については、限られた時間ですので水道問題、そして人口増対策は取り組むというお話を申し上げたとおりです。福祉政策等々についても開会のあいさつで申し上げましたが、病院の維持や、福祉については全員一律の制度優遇措置から、少し我慢をしていただいて、弱い立場の人に重点を置いた福祉政策をやっけていかざるを得ません。なぜかといえば、こんな小さな飯綱町の中にもますます格差や貧富の差が見えてくるような兆候が出てきているという意味で、そういう点を重点的に対応していきたい。それを基本にして優しい政治を展開したいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 町長は公の場で、特に福祉に関しては弱い立場の人たちに重点を置いた施策を行っていくということは、以前からも表明をされてこられました。また、それに基づいた中で、幾つもの施策を打ってこられたことを、私は高く評価をいたします。やはり住民の立場に立って苦しい立場の方たちにどう寄り添っていくかが、政治の本来の姿であろうと思っております。

そういう意味でお聞きいたします。町の議会議員選挙に当たり、日本共産党の飯綱町委員会で町民アンケートを行いました。やや苦しいも含めて、暮らし向きが苦しいと答えられた方が79.6%おられました。コロナ禍ということもあり、非正規の方々などは、特に仕事がなくなり、大変厳しい状況であったことが手に取るように分かると思います。その中で、町に望むこととして、①国保税や介護保険料の引き下げ、②税金の無駄遣いをなくす、③医療保険体制の充実、④高齢者福祉の充実、⑤子育て支援の充実などが挙げられております。やはり前回のアンケートにおいても、この項目が町民の皆さんから町へ望むこととして挙げられました。努力をされていても、町民の願いがここに込められているのだと思いますが、この願いに応えていくことについての見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） アンケートを実施されたということで、時間があればゆっくりどのような質問をされたのかもお聞きしたいと思っています。

ただ、町民の 79.6%と、8割の方が暮らし向きはあまり楽ではないというのは、真摯に受け止めていきたいと思います。8割の人が苦しいと言っている町では、何のために町政をやっているのかよく分からないような気がいたします。少なくともまあまあの生活ができているという回答が7～8割あるような町政を展開していかなければ、本当に今パーセンテージを聞いてショックを受けたところです。

具体的なお質問の国保税や介護保険料を引き下げてほしいという要望について、税金や各種の料金を下げてもらっては、それに越したことはないけれども、国保税については皆さんもご承知のとおり、令和9年に長野県下統一の税率にしようということで、今、県で進めております。その動向を注視していかなければならないという状況にあるのと、その段階として、今は県から指定された納付金を一括で納めて、今度は県から町に医療費の支給に関する費用を交付してもらおうというスタイルで医療費の支払いをやっています。納付金が一気に上がっては大変だろうということで、激変緩和措置というものをやらせてもらってきましたけれども、それも期限が終わり、実は納付金がどんどん上がってきております。本来の納付金になってきている状況の中で、国保税を引き下げていくのはどういう財政計画で引き下げていくのかという質問に、今のところ持っている答弁はありません。

介護保険料におきましても、いよいよ団塊の世代が75歳を迎える2025年を控えて、この場において、給付金が極めて上がっていくことしか考えられません。具体的に、今回の補正予算で1億ほどの補正を組みましたけれども、給付金が約8,600万円必要な財源措置をしました。基金から2,000万円を超える引出金をいよいよ取り崩して補正予算を組んでおります。その点を考えますと、お気持ちは分かりますけれども、現状としては介護保険料についても、希望に応えることは無理だと思っております。

税金の無駄遣いをなくすことは当然のことであり、ご指摘がなくても取り組んでいるつもりです。これからも引き続き、税金の無駄遣いは慎んでいきたいと思っています。

医療保険体制の充実、生活していくには必ず重要な部門です。幸いにも飯綱病院という中核的病院があります。その維持、強化を図っていくとともに、幸いにも開業医の先生方が3軒もいらっしゃる。この開業医の先生方と連携を保つ中で、医療体制をしっかりと充実させていきたいと思っております。

保険体制についても、それぞれの保険の健全経営を目指すのは当然ですが、低所得者等に対する優遇措置等々を実施しながら、充実を図っていきたく思っています。

高齢者福祉の充実、現代のような高齢化社会において、当然実施していかなければならない大きな事業だと思います。私も決して若くないので、そろそろ十分そういう時代に入っていますが、老後になって心配なのは、やはり自分の健康とちゃんとした生活ができる収入の安定だと思っております。

健康の維持については、各種ドック等々のチェック体制を強化するとともに、病院や介護施設の充実を図り、この地域で治療が受けられるような安心な体制を組んでいきたいと思っております。

また、安定した生活という面では、非課税世帯や高齢者の国保世帯等への各種支援対策をこれからも適切に実施をして、誇りのある自尊心を持った老後を過ごしていただくような体制を整えていきたいと思っております。

現状において子育て支援の充実、長野県下においても、かなり高いレベルの制度を実施していると、ある意味では自負をしております。その結果、人口対策にも大きな意味で影響をしているのではないかと思います。行政でこうだこうだと言うよりも、今、実施してきていますように、受益者である子育て世代の方々のご意見を聞く中で、一層の充実を図っていきたく思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） これまでも行われてきたことをより一層充実し、町民の声を形にさせていただくことが、一番の方策と考えます。

次にお聞きしたいのは、先日行われた衆議院選挙後では自民党や公明党に加え改憲を強く打

ち出している維新の会が過半数の議席を占め、発議に必要な議席数を上回り、改憲の動きが強くなっていることが懸念をされているところです。

飯綱町憲法9条を守る会の皆さんも大変心配され、これからも活動を強めていきたいとおっしゃっておられましたが、町長もこの間、一貫して憲法9条を守り、反戦平和の立場を表明しており、この姿勢は高く評価できますが、改めて見解をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大事なことについて、昨年と今年と意見が変わってくることはあまり予定していませんので、ぜひその意味でお聞きいただきたいと思います。私も、戦争と武力を持って人や国を制するようなことは、決して今までの歴史を見ても肯定されたことは一回もないと思っている一人です。従いまして、憲法第9条に対する考え方は従来と変わりません。日本国憲法の崇高な目標に向かって不断の努力を積み重ね、国の安全を守ることが国の責務だと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） その立場を堅持され、今後もさまざまところで声を上げていただきたいと期待いたします。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。介護者慰労金支給制度の対象者の拡大をということでお聞きしてまいります。介護者慰労金支給制度は、介護度3以上の方を在宅で6か月以上介護している人に支給されています。この間、担当者に運用についてお聞きしたところ、起算日の10月1日から9月30日の1年間に、半年以上介護をされている方に対して支給されているということです。途中で入院や長期で介護施設を利用することがあっても、何か月間介護をしたから何か月分という支給ではなくて、満額に近い額を支給しているとお聞きしています。大変モチベーションの上がる施策の行い方だと思います。担当者にしても、この姿勢は評価されるものであろうと、私は考えております。

3月の私の質問に対して、対象者を確定申告の障がい者控除の規定に合わせ、拡大してほしい

いと求めましたところ、保健福祉課長は「要介護認定に関わる税制上の障がい者控除対象者認定の事務処理規定と合わせて、調整するよう研究している」と答弁されています。来年度からの実施の考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この介護者への慰労金は、月額5,000円で年額6万円です。現在、60名ほどの方に支給させていただいております。ある意味では、議員からも強い要望があった事項の一つだと記憶しております。

一度こういう制度をスタートすると、何とかどんどん充実をさせていくのが制度の成り行きといえますか、方向になると思います。内部で検討をするということでお約束をしてきましたので、金額を上げるのはまだ実施をする予定はありませんが、新年度予算から介護対象者の枠を広げていきたいと思います。現状では、プラス20人前後の人が該当になってくるのではないかと思います。従って、年間60人から80人ぐらいの間で支給になるのではないかと予想しておりますけれども、入所してしまったら終わりなどもありますので、具体的なものは新年度予算で計上していきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 大変前向きな施策の進め方だと評価をいたします。この拡大をする方々は、介護度自体は3なくても、認知症を持っておられて、主治医の方が障がい者控除の規定の中で、該当するだろうという意見書を出されている方になりますので、認知症の方を介護されているご家族にしてみれば、やはり大変期待される場所だと思いますので、予算編成に期待をしてみたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 枠の拡大は今おっしゃった、認知症関連の関係の皆さんも拡大していこうという考え方です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） ご高齢の方々は保健福祉計画等や介護計画の中のアンケートにおきましても、でき得れば最期は死ぬまで家で過ごしたいとご希望されている方が、やはり8割以上おられるという結果もありますので、ぜひとも、町としてその点に光を当てていただきたいと思います。

次に、3番目の共済掛け金の助成拡大についてお聞きいたします。

気候変動で昨年からのものせん孔病、今年は遅霜ということでりんごやももをはじめとする農産物が大きな被害を受けました。また、りんごにおいては褐斑病など、ここへ来て農産物への被害が多発しているのが現状です。

米ののうさい加入者は大変多いですが、果樹や野菜に関してはまだまだ本当に少ないのが現状です。りんごについては14～15%、ももにおいては5%あるかないかということをお聞きしています。

このような状況では、やはり昨年や今年のような大きな災害があったときに、特に農業を主として生活をしておられる方々の生計に大きな打撃がある中で、町長は9月の補正予算において、りんごに対して凍霜害への支援をいち早く打ち出していただき、今回の議会においても、米に対する支援のための予算を計上しているところで、大変早い対応をしていただいているとは思いますが、やはり農家にとっても、ここののうさいへの加入も大きな課題といたしますか、それぞれが努力をしていかなければならないものだと考えております。

町長は以前、町としての助成を増やすことを考えたいと述べておられました。また、議会からの凍霜害及び褐斑病被害対策を求める要望書提出の折にも、大変前向きな答えがあったとお聞しております。ぜひ取組を強めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 3期目をスタートするに当たって、この町の制度で非常にいいことをしてもらった、ありがたかった、助けてもらったということを実感していただけるような制度の実

施をやっていききたいと申し上げてきました。

先ほどの介護の慰労金等々についても、具合が悪くなっても、何とか家族に少しでも町から出る金などでやってもらえれば、安心とは言えないけれどもありがたいと。

果樹についても、農業の保険、今までは農薬の補助や、腐らん病なら薬の補助など、そういう程度のことで対応してきました。やはり新規就農者を増やしていく、また、今やっている人たちの農業経営を安定化させるという意味では、果樹共済も対象にはしていきたいと思っておりますけれども、米や花、野菜や果樹でも、全部の農業所得に対して収入保険を掛ける。1,000万円まで800万円まで補償される保険の掛け捨てでやった場合には、9万8,000円です。何とかこの半分を支援して、残り半分は農家に、極端に言うと10万円掛けるところを5万円掛ければ800万円の補償になるなら、台風が来て全滅だといっても、それなりの補償の目安が付いて安心が得られるということになれば、これは農業を進めて、農業を産業の基軸にしたい飯綱町にとってはふさわしい制度ではないかという思いです。

従って、新年度予算においては何とか計上を図るとともに、皆さんに加入を勧めていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） この収入保険というのは大変良いことだと思いますが、対象をどこに置いていくかについて、全ての農家か認定農家かをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。収入保険制度ですけれども、こちらは加入する条件があり、青色申告の実績が1年分必要です。また、自ら生産した農産物の販売収入全体を補償しますので、その全てを申告されている必要があります。認定農業者など支援対象農家の縛りは考えておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） そうなりますと、今、白色で申告している方は対象にならないことにな

ってくると思います。この辺をきちんと周知していただいて、やはり利用者が多くなるのが何よりですので、利用が増えるための手だてを十分に取っていただきたいと思いますが、その辺についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 青色であろうが白色であろうが、ぜひ収入金は正直に申告をしていただきたいものだと思います。今、税の申告の折に、青色に切り替えてやりたいと言え、すぐにその場でできますから、今からでも領収書などの証拠書類の整備は、皆さんに備えておいていただきたいと思います。

収入保険は嫌で果樹共済に入りたいという人についても、5割程度の補助にまで上げていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） これは大変農家にとっては、これからやっていくに当たってモチベーションが上がるものだと思います。これだけ気候変動が大きくて、努力をしても良いものが継続的に採れない中においては、歯がゆい思いをしている方々が大変おられると思います。

また、ご高齢の方々にとってみれば、今、栽培しているものについては、もうやめにしようかという決断になってくる可能性も高い中において、先ほど同僚議員からもありましたけれども、家族ではなく、そういう作物を作りたいと思っておられる方が引き続いてやっていただけるようなシステムをつくっていただくことがとても重要だと思います。切ってしまってから、ああというのでは遅いわけで、結構そういうことがままあります。声さえ掛けてもらえれば貸してもらったのにとということもある中で、やはり農業委員会の中でも、そういうところに目を行き届かせていただいて、今ある丹精を込めた、特に果樹などについては、長年手塩にかけてこられたものでありますので、それを継続して生産していけるような対策も取っていただかないと、遊休荒廃地が増え、せっかくやりたかった人たちが新しく一から出直すということにもなってくる中においては、とても大きな節目に来ていると思います。

先ほども町長が大変良い取組とおっしゃっておられましたけれども、ここは本当に本腰を入れてやっていただかないと、基幹産業である飯綱町の農業が衰退をしていく過渡期になってしまう可能性が高いと思います。申し訳ありませんが、もう一度決意のほどをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 農業を活性化するというのは、昔は朝早くから起きて夜遅くまで稼いで、それを系統出荷という形でJAさんなどに出荷していくというスタイルの農業から、ご自分で販売先を見つけたり、または直売所や加工をしたり、外や都会からの交流のためのりんごづくりというような、非常に多目的な農業経営の時代になってきていると思います。そういう意味でも、ぜひ所得の補償は基本ですので、それが基本になるように充実をさせていきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 来年度予算に計上されるということですので、この施策についても多くの町民に利用していただけるようにしっかりと周知をしていただきますことをご期待申し上げて、早めではありますが、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

これにて、一般質問の通告者はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。明日2日から14日までの13日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、明日2日から14日まで、本会議を休会することに決定

しました。

15日の本会議は、議事の都合により会議規則第9号第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて午後1時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、12月15日の本会議は午後1時に開くことに決定いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時08分

令和3年12月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和3年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年12月15日（水曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第15号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 議案第74号 北部衛生施設組合規約の変更について
- 日程第 3 常任委員会審査報告
(1) 予算決算常任委員会
(2) 総務産業常任委員会
(3) 福祉文教常任委員会
- 日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 5 議案第80号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第81号 令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 第2次飯綱町総合計画審査特別委員会審査報告
- 日程第 8 議案第82号 第2次飯綱町総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 9 議案第84号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第85号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 11 議員派遣の件
- 日程第 12 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	青 山 弘	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和
住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭
産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗	建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯 綱 病 院 事 務 長	大 川 和 彦
総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、ご苦労様です。12月定例会も本日が最終日であります。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第15号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、議案第74号 北部衛生施設組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。青山議員。

[5 番 青山弘 登壇・討論]

○5 番 (青山弘) 議席番号 5 番、青山弘です。議案第 74 号 北部衛生施設組合理約の変更について反対の立場で討論を行います。

北部衛生施設組合理約第 10 条の規定に定める分担金の負担割合は、令和 2 年度実績で、信濃町 67%、飯綱町 33%でした。し尿の投入実績は、信濃町 71%、飯綱町 29%で、過去 5 年間の平均も同じくらいの割合です。し尿の投入実績割合も負担金割合も同じなのに、算定基準を変えて分担金の負担割合を五分五分に近づけようとする変更内容には反対です。また、規約変更後の飯綱町分担金は、令和 2 年実績で試算すると約 670 万円多く負担することになります。これは、飯綱町が負担しなくてはならない費用なのではないでしょうか。私は、負担しなくてよい費用だと考えます。よって、この規約の変更には反対いたします。

○議長 (渡邊千賀雄) 次に原案に賛成者の発言を許します。石川議員。

[10 番 石川信雄 登壇・討論]

○10 番 (石川信雄) 議席番号 10 番、石川信雄です。議案第 74 号 北部衛生施設組合理約の変更について賛成の立場で討論いたします。

この議案につきまして、分担金が一時的に町の負担が増える事は事実ですけれども、この事業は、信濃町と共同でやってきた事業でもあります。これから解散に向って両町が禍根を残すことなく、パートナーシップを持って進んで行くことが望ましいと考えております。よって、一時的な負担増よりも両町がパートナーシップの下に友好的に発展して行くことが望ましいと考えますので、私はこの議案に賛成いたします。

他の議員各位もまた私の意見に賛同される方は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 (渡邊千賀雄) 次に原案に反対者の発言を許します。清水議員。

○11 番 (清水満) 議席番号 11 番、清水満です。大変申し訳ございませんが、体調不備のため、自席での討論をお願ひしたいと思ひます。

○議長 (渡邊千賀雄) 議長はこれを許可します。

○11 番 (清水満) ありがとうございます。議案第 74 号 北部衛生施設組合理約の変更について

て反対の立場で討論を致します。

令和8年に解体を計画している、し尿処理施設の解体費用2億7,420万円は、令和2年に解体した、ごみ処理施設の基金に積み立てた1億6,820万円が含まれている。この1億6,820万円は、ごみ処理施設の解体基金として積み立ててきた残金であります。一旦両町へ清算すべきと思います。し尿処理施設解体基金は、新たに適正な負担基準に基づき、基金積み立てをすべきと考えます。よって、この案件について反対をいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第74号 北部衛生施設組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 青山弘 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘） 総務産業常任委員会審査報告、令和3年12月15日、飯綱町
議会議長 渡邊千賀雄様、総務産業常任委員会委員長 青山弘。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議案第75号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例、可決。

議案第76号 飯綱町景観条例、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第75号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例。

質疑①、個人事業主（青色申告）には農業者も含まれるか。

回答①、含まれる。

質疑②、想定している対象事業者数は。また、三水地区が特別措置法の適用になったが、この他にも有利な施策を考えているか。

回答②、法人については、27事業所（製造業9、農業関係17、情報通信1）を想定している。その他に個人事業主が対象となる。なお、申請をしなければ対象にはならないので目安としての数である。他の施策について、税の関係では今のところ考えていない。

質疑③、所在を問わず、事業者が三水地区で新たに資産を取得することでこの特例対象になってくると思う。町外の事業者に対して、この条例を活用し、三水地区で事業するよう働きかける予定はあるか。

回答③、地域内の事業者には、償却資産の申告書とともにチラシを送付する。その他の事業者には、ホームページ等で広報する。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第76号 飯綱町景観条例。

質疑①、施行規則はあるのか。

回答①、まだ確定したものはないが、県の条例等を参考に調整している。

質疑②、太陽光発電設備（ソーラーパネル）の設置を抑制するためには、内容が不十分ではないか。

回答②、景観条例では、太陽光発電設備に対して、禁止等の抑制や規制、制限をかけることはできない。「この場所に設置するには目立たないようにしてください。色を変えてください」など、景観に対する指導等が従前よりはできるようになるが、設置自体の禁止等の抑制や規制、制限をするには、太陽光発電に関するガイドラインや条例を別に制定するか、設置に関する内容を既存の開発行為に関する条例に盛り込む必要がある。

質疑④、モデルとしている自治体はあるのか。

回答④、県の条例をモデルとしている。町の景観条例では高さや面積などの値を県よりも一段と厳しい基準値としている。

質疑⑤、景観条例と併せ、太陽光発電設備の設置や抑制に関する条例の制定を考えているか。考えていなければ、今後必要と思うが見解は。

回答⑤、現段階では、まず景観条例を設置し、太陽光発電設備も景観については本条例の範囲内での対応となる。今後、抑制等の条例については、研究・検討していきたい。

意見①、太陽光発電設備に関しては町内に問題になっている箇所がある。設置の禁止等ができる新たな条例を早く作ってほしい。

質疑⑦、太陽光発電設備の設置に関し、隣接する自治体と協議するような条文を入れてはどうか。

回答⑦、県条例の適用自治体では、県から近隣市町村に連絡が来るようになっている。連絡体制については、今後、近隣市町村と調整を検討する。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め質疑を終了します。青山委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告、令和3年12月15日、飯網町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議案第77号 飯網町文化財保護条例の一部を改正する条例、可決。

議案第78号 飯網病院条例の一部を改正する条例、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第77号 飯網町文化財保護条例の一部を改正する条例。

質疑、文化財保護審議会はどこまでを職務としているのか。また、文化財の目録一覧というものも関係してくると思われるが、現状どのようになっているか。

回答、文化財保護審議会の職務については、改正後の第4条第2項に規定している。町の文化財に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて、答申や建議すること。文化財の目録関係については、今年、歴史ふれあい館で開催した特別展「飯網町の文化財」に併せて「飯網町の文化財」という図録を発行した。その中に現在までに指定された町の文化財33件の目録と写真、所有者等の情報を全て収録している。事務的には文化財指定書原簿というものを教育委員会事務局において保管し管理している。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第78号 飯網病院条例の一部を改正する条例。

質疑①、改正前の条例でも病院の運営が可能であったということで良いか。

回答①、運営には何ら問題ない。

質疑②、長野県国保直診医師会に入る病院や医院とは。

回答②、国民健康保険事業により保健事業を行う、国保直営診療施設である病院及び医院の医師が構成する医師会である。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（渡邊千賀雄） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦勞様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第75号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 76 号 飯綱町景観条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。石川議員。

〔10 番 石川信雄 登壇・討論〕

○10 番（石川信雄） 議席番号 10 番、石川信雄です。議案第 76 号 飯綱町景観条例に賛成の立場で討論いたします。

この条例につきましては、私が飯綱町議会議員に立候補したときに公約として挙げたものでもあります。実現までに 9 年の歳月がかかりました。近年多くなってきた太陽光発電等に関する対応につきましては、いまだ不備と感じるところもございますが、スタート地点に立てたということでもあります。よって、この議案に賛成です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号 飯綱町景観条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 77 号 飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 77 号 飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 78 号 飯綱病院条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号 飯綱病院条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 79 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 79 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 80 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 80 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 80 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 81 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎第 2 次飯綱町総合計画審査特別委員会審査報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、第 2 次飯綱町総合計画審査特別委員会審査報告を行います。

総合計画審査特別委員長よりお手元に配布のとおり報告を受けております。議員全員による総合計画審査特別委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

◎議案第 82 号の討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 8、議案第 82 号 第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総合計画審査特別委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 82 号 第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 84 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 9、議案第 84 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 84 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 10、議案第 85 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 85 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 85 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。それでは、追加の議案書並びに議案の提案説明書をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

補正の概要でございますが、既定の予算額に 6,694 万円を追加し、補正後の予算額を 90 億 4,006 万 4 千円とするものでございます。

はじめに、歳出の内容を申し上げます。

2 款総務費では、行政連絡費で新型コロナ対策として、各地区の公会堂、公民館等で会議、飲食を伴う会合などを行うにあたり、飛沫感染防止の亚克力板を区・組に配布するための費用 297 万円を増額しております。新型コロナウイルス感染症は全国的に落ち着きを見せておりますが、一方で変異ウイルスの報道などもあり、引き続き注意が必要となっているところです。区や組においても、今年度は役員会など会合の機会が多くなると思われ、急きよですが、区・組の戸数に応じて 3～8 枚、合計で 250 枚程度を配布したいというものでございます。

3 款民生費では、子育て世帯臨時特別給付金給付事業で 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として実施される、子育て世帯を支援する臨時特別的な給付金に係る費用、計 6,694 万円を新たに計上しております。養育している方の所得制限などありますが、18 歳以下の児童 1 人あたり今回は 5 万円を早期に支給したいというものでござ

います。

その他、14 款予備費で 297 万円減額し、財源調整をしております。

次に、歳入の内容を申し上げます。

14 款国庫支出金で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る費用の全額について、補助金が交付される予定であることから 6,694 万円を増額しております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 85 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 12、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会 12 月定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。先程はご提案申し上げました総ての議案につき、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

特に本日ご提案申し上げました補正予算、一人 5 万円の給付金については、たぶんご質問が色々あるだろうと思ひまして、最後のご挨拶は割愛させていただいたのですが、付け加えて申し上げます。12 月 28 日にまず 5 万円の現金給付を対象者に実施をいたします。年が明けて 1 月の早い時期に第 2 回目として、やはり現金で 5 万円の給付を実施したいと。これには議会で補正予算の議決が必要でございます。したがって、予算については専決をなるべく避けたいという思いから、年が始まって早々かもしれませんが臨時議会の招集を、また議長と協議をしてお願いをすることになるかもしれません。お含みをいただきたいと思ひます。

もう一点は、交付税が 1 億 2 千万ちょっと増額の内示がございました。これもコロナ関連の費用の上乗せということでありました。

もう一点は、すでに飯綱町が自主的に非課税世帯への給付を実施しておりますが、国でも非課税世帯 1 世帯あたり 10 万円の給付、支援をしたいということがすでに決まっております。これについても、今年度中の実施となれば補正予算を組まなければならないこととなりますので、併せて臨時議会でご提案を申し上げていく段取りを組みたいと予定しております。

住民の皆さんから「私たちの 5 万円はいつになるの」というご質問がございましたら、ただ今のようなお答えをいただければありがたいと存じます。

また、景観条例の制定、第 2 次総合計画後期基本計画の策定は、今後の町の発展に大きく影響していくものであります。条例制定の目的や運用、また基本計画に沿った事業の取り組みなど精力的に進めていく方針であります。

新型コロナウイルス感染症対策ですが、12 月 13 日現在で 9,015 人の方が 2 回のワクチン接種を完了されており、その結果、沈静化している状況であります。これから年末年始を迎え、家族や友人と団欒や会食の機会が多くなると思ひますが、オミクロン株のこともございます。引き続き感染予防等には十分注意頂くよう呼び掛けていきたいと思っております。

コロナ対策としての経済対策ですが、非課税世帯等への町独自の給付金事業は順調に申請が

上がってきております。

又、ふるさと納税を財源として取り組んでおります、被害りんごの支援につきましても、予算額 2,000 万円の確保の目安となる 8,000 ケース程の申し込みがありました。今は 1 万ケースを目指して奮闘中であります。

飲食店等への応援チケット事業につきましては、予定しておりました 1 万 2,500 冊の配布を完了いたしました。1 冊 5,000 円ですので 6,250 万円の経済効果が期待できます。

本日も提案いたしました子育て世帯への給付金、一人 5 万円等も合わせ、まだまだ厳しい経済状況ではありますが、この年末年始を乗り越えて頂きたいと願っております。

結びに、本日もご参会いただいております議員各位を始め、皆様におかれましては、お身体をご自愛いただくとともに、希望に満ちた、すがすがしい新年を、お迎え頂きますようご祈念申し上げます。閉会のごあいさつと致します。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(渡邊千賀雄) 本日の会議はこれで閉じ、令和 3 年 12 月飯綱町議会定例会を閉会します。

長期間ご苦勞様でした。傍聴者の皆さん、ご苦勞様でした。

閉会 午後 1 時 49 分

予算決算常任委員会審査報告書

令和3年12月15日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第79号	令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第79号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）

質疑①：農林水産業費の農業振興負担金補助金に16,600千円が計上されているが補助対象者は、米をどこに出荷したか等、縛りはあるのか。

回答①：16,600千円という金額については、令和2年度のJAへの出荷実績値である。よって、積算は、JAへの出荷を見込んだ数値で行っている。なお、本年度、11月末現在では15,400俵を超える出荷があると聞いている。現在、色々な要望が寄せられているため、補助対象者については検討中である。

質疑②：飯綱町には産直などJA以外へ出荷している方が多くいる。米の出荷時に発行される検査票等を確認すれば、JAでなくても対応できるはずだと聞いた。多くの米農家が対象となるよう、前向きに検討すべきではないか。

回答②：その件については、町にも要望が寄せられている。担当課がJA以外に出荷したものをどこまで適正に把握できるのかを含めて検討している。取扱業者を経由したものについては前向きに検討しているが、個人等へ自由に販売している所までを対象とすることは難しい。また、予算が不足しそうな場合、追加の予算措置を考えなければならないと感じている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和3年12月15日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第75号	飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	可 決
議案第76号	飯綱町景観条例	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第75号 飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

質疑①：個人事業主（青色申告）には農業者も含まれるか。

回答①：含まれる。

質疑②：想定している対象事業者数は。また、三水地区が特別措置法の適用になったが、この他にも有利な施策を考えているか。

回答②：法人については、27事業所（製造業9、農業関係17、情報通信1）を想定している。その他に個人事業主が対象となる。なお、申請をしなければ対象にはならないので目安としての数である。他の施策について、税の関係では今のところ考えていない。

質疑③：所在を問わず、事業者が三水地区で新たに資産を取得することでこの特例対象になってくると思う。町外の事業者に対して、この条例を活用し、三水地区で事業するよう働きかける予定はあるか。

回答③：地域内の事業者には、償却資産の申告書とともにチラシを送付する。その他の事業者には、ホームページ等で広報する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 76 号 飯綱町景観条例

質疑①：施行規則はあるのか。

回答①：まだ確定したものはないが、県の条例等を参考に調整している。

質疑②：太陽光発電設備（ソーラーパネル）の設置を抑制するためには、内容が不十分ではないか。

回答②：景観条例では、太陽光発電設備に対して、禁止等の抑制や規制、制限をかけることはできない。「この場所に設置するには目立たないようにしてください。色を変えてください」など、景観に対する指導等が従前よりはできるようになるが、設置自体の禁止等の抑制や規制、制限をするには、太陽光発電に関するガイドラインや条例を別に制定するか、設置に関する内容を既存の開発行為に関する条例に盛り込む必要がある。

質疑③：第 17 条で既存とあるが対象としているものは、空き家も含まれるのか。

回答③：建築物や工作物等は、県の条例と同様である。詳細は、施行規則の整備に合わせて検討したい。

質疑④：モデルとしている自治体はあるのか。

回答④：県の条例をモデルとしている。町の景観条例では高さや面積などの値を県よりも一段と厳しい基準値としている。

質疑⑤：景観条例と併せ、太陽光発電設備の設置や抑制に関する条例の制定を考えているか。考えていなければ、今後必要と思うが見解は。

回答⑤：現段階では、まず景観条例を設置し、太陽光発電設備も景観については本条例の範囲内での対応となる。今後、抑制等の条例については、研究・検討していきたい。

意見①：太陽光発電設備に関しては町内に問題になっている箇所がある。設置の禁止等ができる新たな条例を早く作ってほしい。

質疑⑥：景観審議会及び景観アドバイザーの報酬は。また、何名を予定していて、何名の出席をもって会議は成立するのか。

回答⑥：条例制定後に報酬審議会において報酬の対象者にする予定である。人数は条文の中に記載しており、景観審議会は 10 名以内、景観アドバイザーは若干名を予定している。会議の成立は過半数以上の出席である。

質疑⑦：太陽光発電設備の設置に関し、隣接する自治体と協議するような条文を入れてはどうか。

回答⑦：県条例の適用自治体では、県から近隣市町村に連絡が来るようになっている。連絡体制については、今後、近隣市町村と調整を検討する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和3年12月15日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊 藤 ま ゆ み

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第77号	飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例	可 決
議案第78号	飯綱病院条例の一部を改正する条例	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第77号 飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例

質 疑：文化財保護審議会はどこまでを職務としているのか。また、文化財の目録一覧というものも関係してくると思われるが、現状どのようになっているか。

回 答：文化財保護審議会の職務については、改正後の第4条第2項に規定している。町の文化財に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて、答申や建議すること。文化財の目録関係については、今年、歴史ふれあい館で開催した特別展「飯綱町の文化財」に併せて「飯綱町の文化財」という図録を発行した。その中に現在までに指定された町の文化財33件の目録と写真、所有者等の情報を全て収録している。事務的には文化財指定書原簿というものを教育委員会事務局において保管し管理している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 78 号 飯綱病院条例の一部を改正する条例

質疑①：改正前の条例でも病院の運営が可能であったということで良いか。

回答①：運営には何ら問題ない。

質疑②：長野県国保直診医師会に入る病院や医院とは。

回答②：国民健康保険事業により保健事業を行う、国保直営診療施設である病院及び医院の医師が構成する医師会である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

第 2 次飯綱町総合計画審査特別委員会審査報告書

令和 3 年 12 月 15 日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

第 2 次飯綱町総合計画審査特別委員会委員長 原 田 幸 長

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 82 号	第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画の策定について	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 82 号 第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画の策定について

質疑①：23 ページ、「政策 1」の再生可能エネルギーとは具体的に何を考えているのか。注釈に太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスとあるが、町でそれほど設備投資をせずすぐに実現できるのか。また、外来生物とはどのようなものを想定しているのか。

回答①：再生可能エネルギーについては、生活環境係で行っている住宅等の屋根へのソーラーパネルの設置補助制度を重点的に推進している。景観の問題についても、景観条例に基づいて検討していく。外来生物については、アレチウリなど主に植物が対象。情報があればその都度回収しており、町民に対して広報もしている。現存のものに限らずこれからさらに入ってくる可能性はあるので、対応を続けていかなければいけない。

質疑②：ザリガニやブラックバスなどの生物については考えているのか。

回答②：問題になるものがあれば当然対応する。総合計画は全体の計画になるので、「特定外来生物」としてひとくくりに表現している。

質疑③：目標が記載されているが、これらは誰が行うのか。また、大規模な駆除等を行うと費用がかかるが、予算の予定は。

回答③－1：現在、アレチウリ等に関しては、町民から通報をもらい役場職員が処分しているという状況で、広報も十分に行っている。他の生物に関しても同様に対応する。ケースバイケースとなるため予算についてはその都度考えていく。

回答③－2：総合計画は全体的な内容であることをご承知おきいただきたい。行政がやるべき仕事、個人・家庭にやってもらいたい仕事、地域・団体にやってもらいたい仕事の 3 本立てになっている。具体的な事業の内容については、3 年間の実施計画で定め、予算の審議をしていただくことになる。

質疑④：住民満足度が30%を割るものもたくさんある。事業の内容だけでなく良くなったことを町民にアピールすることも必要。町民の理解が得られれば満足度も上がると確信している。また、住民評価の目標全てが、上矢印のみで数値が入っていないことが残念。

回答④：住民満足度については、町民への意識調査の結果を元に、「満足である」、「おおむね満足である」、「どちらとも言えない」、「やや不満である」、「不満である」、「わからない」の6項目のうち、「満足である」、「おおむね満足である」の合計を「住民評価の満足度」として算出している。しかし、「どちらとも言えない」、「わからない」の回答が多く、満足度が低く抑えられている状況であるため、その2つの選択肢の取扱いについては今後検討していく。業務のアピールについては、行政の内容を町民にわかりやすく説明するよう取り組んでいく。本計画の周知については、広報紙への掲載とともに地域に出向いて説明する機会を設けたい。なお、住民評価の目標数値については、具体的な数値を入れても根拠を明確に示しづらいため、今よりも上げたいということで上矢印とした。

質疑⑤：23 ページ、「施策2」、①の中ほどに「協働」という表記があるが、後期基本計画中に、町の造語の「共動」と正規の「協働」が混同している。

回答⑤：本計画冒頭の町長挨拶のページに造語の「共動」を示し、全体でもこの漢字を使用しているが、23 ページの「協働」は景観条例の条文と合わせて正規の漢字を使用している。大きな意味の違いはない。

質疑⑥：23 ページ、「施策1」、「⑤ 農薬や化学肥料の使用を抑えた環境にやさしい農業を推進します。」とは、具体的にどのような方針なのか。

回答⑥：減農薬栽培や化学肥料を用いない農業を推進していきたい。現在、講習会や学習会を開催している。

質疑⑦：減農薬栽培で本当に農業が成り立つのか。生産が上がらないのではないか。

回答⑦：現在、信州大学の井教授と契約して実施している有機農業の普及のための講習会に、10数名の参加者がいる。直売所などでも有機栽培の関心度が非常に高くなっており、孫や子に食べさせるために価格が多少高くても買う人がいる。このような現状と流行を発端として、飯綱町の学校給食をすべて有機栽培の米と野菜で作り、リンゴに関しても使用している農薬を明確にして低農薬を目指すことで、飯綱町の農産物、特に米は、とにかく安全でおいしいというイメージを作っていくことが極めて大事、という考えを施策に込めている。

質疑⑧：目標について、平成28年の計画策定当初の数値を掲載したほうが、変化がわかりやすいのではないか。

回答⑧：前期基本計画には当時の現状、中間目標、及び最終目標を定めたが、今回の後期基本計画には中間目標の年にあたる令和2年度の現状の成果と最終目標を掲載した。なお、5年間で状況は変わってきているため、今回の最終目標は現実的に挑戦できる数値に変更しているものもある。

質疑⑨：数値目標として住民満足度を使用することに無理があるのでは。例えば23 ページ、「施策1」、⑤の農薬など、具体的に数値化できるものを目標値として数値化したほうがよいのでは。

回答⑨：KPI の数値と住民満足度は異なるもの。施策単位の業績は KPI の数値で測り、施策を行うことで住民がどう感じるかを住民満足度で測る、という 2 つの成果の測り方をしている。

質疑⑩：住民の感覚として、何らかの数値がないと判断ができない。そのため「わからない」というアンケート結果が多く出てくるのではないか。

回答⑩：本計画のもう一つの特徴として、今までは 5 年ごとだった評価を今回からは毎年行う。評価の方法については検討し、しっかり進捗管理をしていく。

質疑⑪：評価結果は計画策定当初と計画期間終了後で比較する必要がある。正確な満足度の変化を測るため、今回のアンケートの「わからない」を除いた数値により満足度を算出してほしい。このことにより、計画期間終了後の住民満足度の変化が明確になる。

回答⑪：比較するときは「わからない」を除いて満足度を算出したい。

質疑⑫：この冊子を町内全戸に配布しても、一般家庭の人は文字だけのものはまず読まない。町民にも参加してもらうことを前提に目標を立てているが、徹底的に説明して参加を促さなければ、家庭や地域は取り組まない。

回答⑫：総合計画の一つのテーマが町民との共働のまちづくりであるため、各課で事業を行うときには町民にも協力を呼びかけていく。今回の資料は行政の正式な計画書なのでグラフや数値のみであるが、広報紙への説明記事には写真やイラストを入れてわかりやすいものにしたい。

質疑⑬：27 ページ、「施策 1」、⑤の ICT について、子どもが SNS に触れる機会が増える中で、教員も IT 系に対応していくのが大変だと思うが、IT 系の講師を専科として雇うことを考えているか。

回答⑬：GIGA スクール構想により、昨年 1 人 1 台の端末と通信環境の設備が整い、活用を図るため教職員の研修を行っている。また、機器等の使い方を含め ICT 支援員を業者に委託している。学校現場からは、活用面で迅速に動けたらという要望もあるため、業者と個人のとどちらがよいのか来年度以降考えていきたい。

質疑⑭：スタディアプリというものを使って学習している子どももいる。教科書の選定には文科省の審査や規定があるが、一般的なアプリに関しては使用するのが適切かどうかという問題がある。実際に世の中が変わってきている中で、アプリへの対応も必要と思われるが、教育委員会はどう考えているか。

回答⑭：様々なアプリがあり、個々の発達段階に応じた優れたものもある。実際に学校現場でも、ドリル学習や特別支援学級などに順次取り入れている。特別支援学級では、先生 1 人に対して子どもが 3～4 人いた場合、教員がマンツーマンで 1 人の子どもを見ている間に他の子は個に応じたアプリで学習をするなどの運用をしている。

質疑⑮：28 ページ、「施策 2」、③の子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育について、受け入れてもらわなければいくら支援しても子どもには届かない。発達障がいや社会や地域に受け入れてもらえる環境づくりについてどう考えているか。

回答⑮-1：受入れ体制は、行政や地域の協力が前提となる。町内には社会福祉法人林檎の里やおぞらや NPO 法人 SUN があり、身近なところで障がいのある人もない人も共に暮らせ

ている優れた町。子どもが学校にいるときから地域や社会への接続をする組織づくり、連絡体制づくりを心掛けている。インクルーシブな社会になるよう努力していきたい。

回答⑮-2：社会での受入れについては、64 ページ「分野6 移住・交流」、「施策3 誰もが尊重される環境づくりの推進」の中で、人権尊重や男女共同参画について計画している。

質疑⑯：行政が子どもを支援につなげたいと思っても、保護者が受け入れないという事例がある。飯綱町の障がい児への支援の取組みは秀でていると思うが、その取組みを受け入れる土壌が整っていないことについて、どのように考えているか。

回答⑯：その子どもを見て、「障がいがある」と考えるか、それはその子の特性・持ち味ととらえるかは保護者の判断を尊重すべきであり、周りが決めつけることではない。学校の受入れ体制としては、教育支援委員会などで専門家の指導をもらいながら、相談活動をしたり、その子が通常学級と特別支援学級のどちらがよいかを話し合ったりするが、最終的には本人と保護者の考えを尊重して必要に応じて町独自で支援体制をつくる。ただ、支援員を付けることが最も優れた支援というわけではなく、同じ学級の中で子どもたちが互いに認め合い助け合って活動できる環境をつくっていくことが私たちの使命だと考えている。町民にも協力を呼びかけたい。

質疑⑰：59 ページ、移住・定住について、移住者には事前に家屋の改修等が必要な場合があると思うが、移住する半年くらい前から補助金を使用することはできないか。

回答⑰：中古住宅の購入又は改修費のための補助金制度がある。基本的に実績により補助金を交付し、町民であることが前提のため、移住前に交付することは難しい。しかし、金銭面以外のサポートとして、移住体験住宅の活用や、来年度以降は町民による移住サポーターの仕組みを考えている。

質疑⑱：現在の規定では難しいが、移住者からは事前にトイレ等をきれいに整備したいという希望が多いと聞いているが。

回答⑱：移住関係の事業の一番の目的は人口を増やすこと。7年以上住んでもらうことが補助金交付の条件のため、まずは購入や改修をして住所を移してもらわなければいけない。気持ちはわかるが現実的には難しい。

質疑⑲：財政について、一般会計の歳入の中で一番大事なものは国からの交付金と町税だと思うが、合併後の年数経過と人口減少により、どちらも減少することが予想される。しかし、歳出については、水道を主とするインフラ事業に膨大な費用がかかると考える。このような財政状況の中で事業がしっかり完結できるのか。また、基金残高が減少する見通しであるが、安心して暮らせる町を作るためにも財政はしっかりしたものであるか。

回答⑲：一般会計の歳入歳出は 70 億円程度に留めたい。歳入については、69 ページの寄付金のほとんどがふるさと納税である。非常に力を入れて取り組んでおり、5 年前には 1 千万円ほどだったが現在は 4 億円を超える見込みである。今後の金額の変動の心配はあるが、大いに増えてもらいたい歳入であり、頑張れば増えると考えている。地方交付税については、地方に重点的な施策で厚く配分したほうが良いということで、この 2、3 年で算定の基準が少しずつ変わってきており、普通交付税が 30 億円前後、特別交付税が 3 億円前後、合わせて 32、3 億円が固い線だと見込んでいる。町税についても、10 億円前後、

本計画後半は9億8千万円が固い数字であると積算している。ご指摘の水道事業については、5、60億円もかければ町内に十分給水できると思っているが、私の任期中にはしっかり目処を立てたい。うれしいニュースとして、三水地区の土橋水源からは、中野市と信濃町との協定により1日1千2百トンが上限ではあるが、日量2千トンを超える量が、牟礼地区の旧サニーハイランドの別荘地の深井戸からは日量1千トンの量が出ており、町内の給水が十分まかなえる見通しがついてきた。料金の設定など具体的なことは、今後ご意見をいただきながら議論していきたいが、このような取り組みをすれば、十分計算どおりの運営ができると考えている。基金の残高については全体で30数億円ほどを見込んでいる。今後減債基金から公債費への補填はあるものの、繰越の剰余金や諸経費の削減により財政調整基金は20億円を目指し、全体でも40億円ほどになるよう頑張りたい。歳入歳出ともに確実な数値を見込んでの見通しなので、毎年見直す中でしっかりと財政運営を実施していきたい。

質疑⑳：資料について、ペーパーレス化が目的ではないが、検索も保管もしやすいよう電子化を考えてほしい。

回答㉑：47ページ、「施策2」、③にもあるとおり、ペーパーレス化や押印の廃止を含め、DXの推進を考えている。できるだけ早く進めたい。

質疑㉒：17ページ「日本一女性が住みたくなる町へ」というスローガンについて、男性、女性、障がい者を含め多様性が求められる時代に、「女性が」という表現は適当ではないのでは。現状認識に対して時代が動いてきており、町も敏感になる必要があると思うが、人権教育の観点から馬島教育長の見解は。

回答㉓：性的マイノリティーに対する性差別や人権問題につながるかたちで「男性」、「女性」を使うことは明らかに間違いだが、現実的に今すぐ男性、女性を使わないことにすることはできない。表現については次回計画策定時に検討しなければならないが、今後5年間の計画としては、女性が住みやすい町にすることで、女性も男性もそれにくくられない人たちも、町民全員にとって住みやすい町にという方向で進めていきたい。

質疑㉔：今回の計画には分野ごとにSDGsの項目が記載されている。先般、中島元長野県副知事が飯綱町でSDGsの講演をされ、総合計画の各項目にSDGsの17のゴールを当てはめただけの自治体が多いとの指摘があった。町として、達成に向けて推進するためにどのような取り組みをする予定か。また、SDGsの各項目の達成具合に対しても評価を行う予定か。

回答㉕：同講演の中で、環境面、経済面、社会面の3方向から事業を分析、評価し、より良い事業に改善していくことが重要とのことであった。町の事業評価においてもそのような考え方を生かしながら、SDGsの推進を図りたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

7 番

8 番

9 番